

【鳥インフルエンザ・アフリカ豚熱合同関係府省庁連絡会議幹事会】

・ 日程 令和7年7月18日（金）13：30～14：00

・ 議題

- ① 高病原性鳥インフルエンザの発生状況と今後の対策について
- ② 我が国におけるアフリカ豚熱対策の状況について

・ 出席者

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省、環境省、防衛省、内閣官房

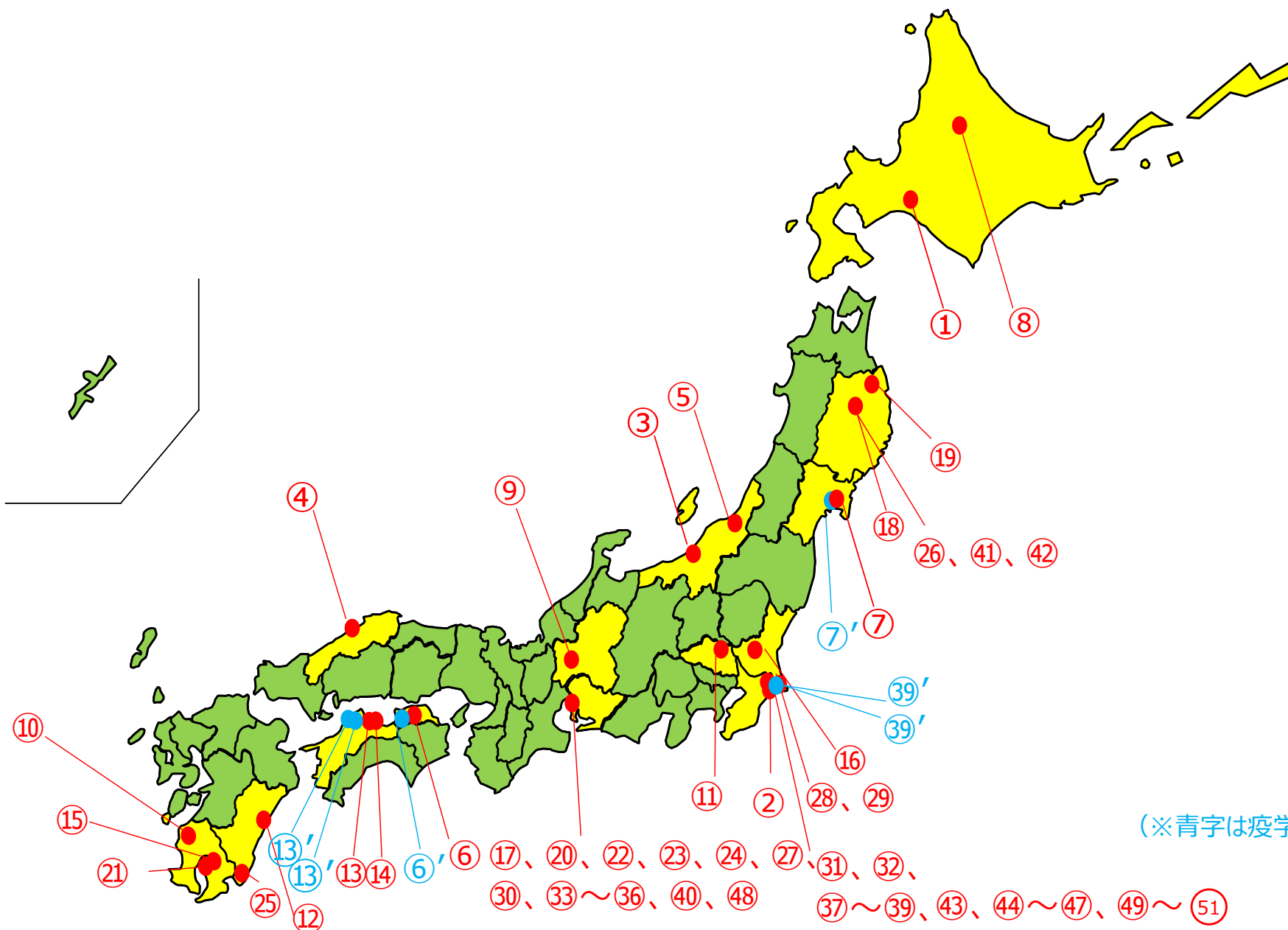
高病原性鳥インフルエンザの発生状況と今後の対策 について

農林水産省

令和7年7月

令和6年シーズンの発生事例・防疫措置の状況 ①

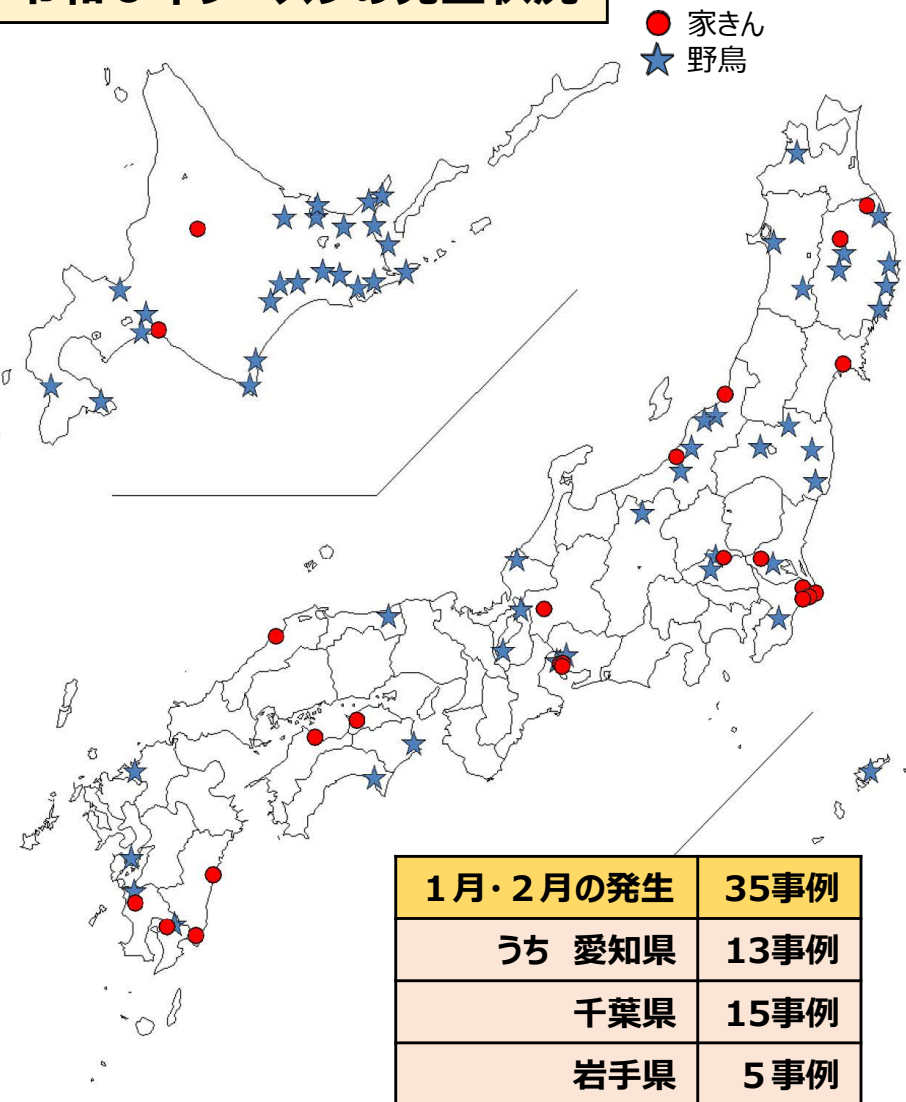
○ 令和6年シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、累計で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分の対象となった。



令和6年シーズンにおける鳥インフルエンザの発生状況

- 令和6年シーズンの初動は、家さんでは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで発生。
- その後、令和7年1月に発生が急増。特に、愛知・千葉・岩手3県の養鶏の集中地域における連続発生が顕著。

令和6年シーズンの発生状況



過去シーズンとの比較

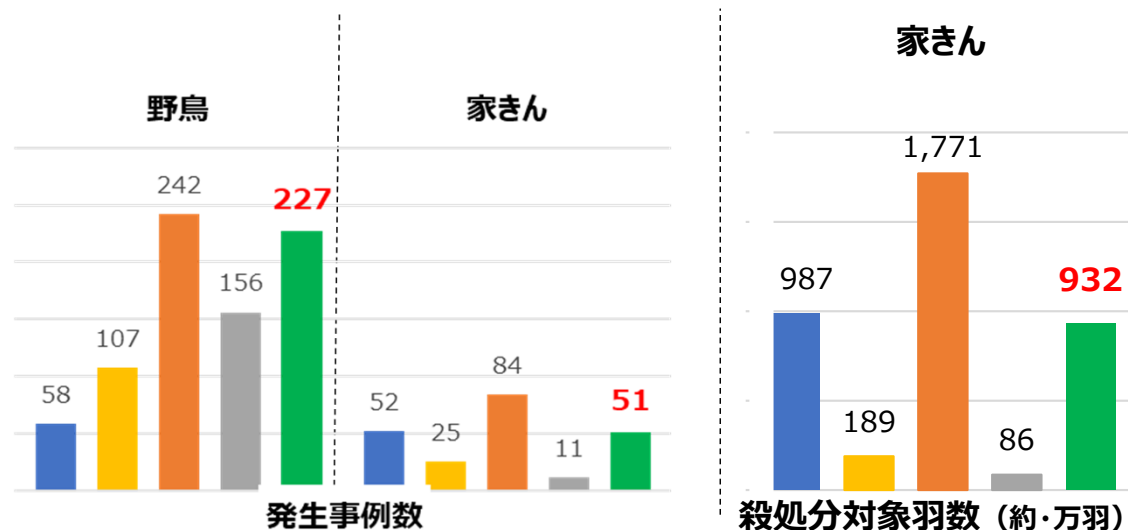
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日
家さん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家さん）、殺処分対象羽数

■ : R2シーズン ■ : R3シーズン ■ : R4シーズン ■ : R5シーズン ■ : R6シーズン

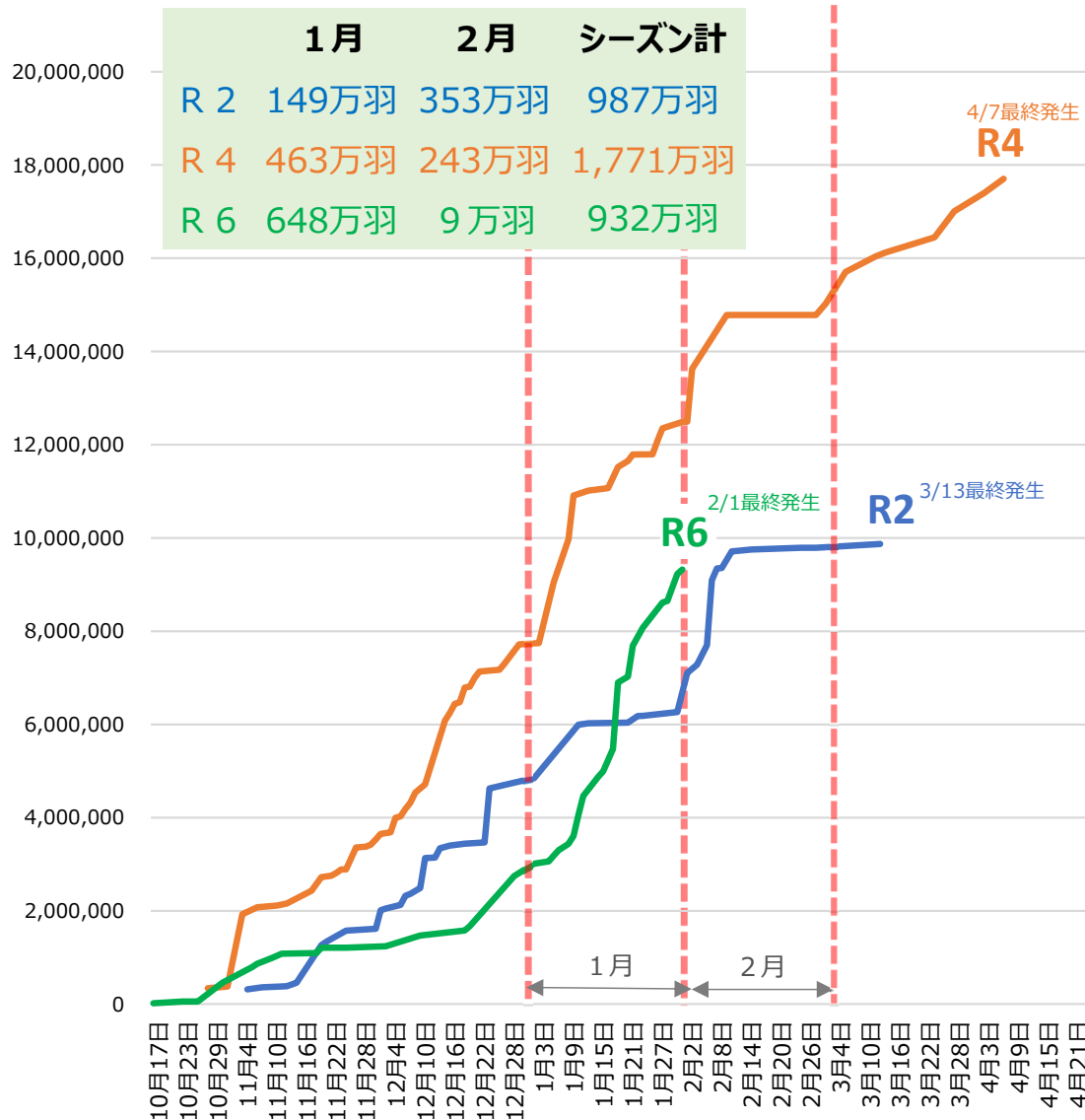


(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

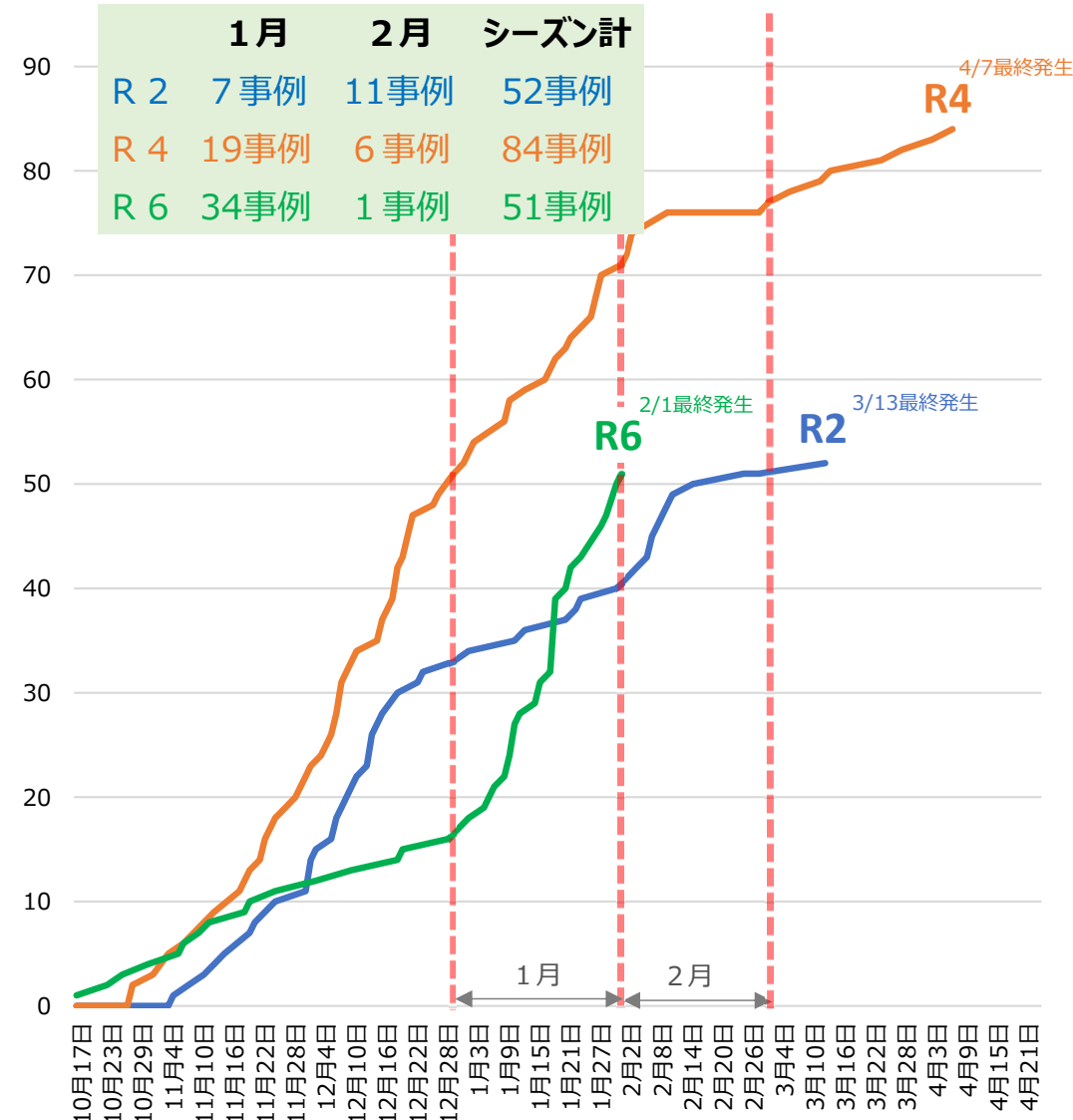
過去シーズンとの発生状況の比較

○ 例年、1月が**トップシーズン**である中、令和6年シーズンは月間34事例発生・648万羽殺処分と、1月としては過去最多を記録。他方、2月1日以降は発生がなかった。

殺処分羽数の推移



発生件数の推移



令和6年シーズンを踏まえた鳥インフルエンザ対策パッケージ

○ 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを具体化すべく、家きん疾病小委員会で詳細を検討中。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

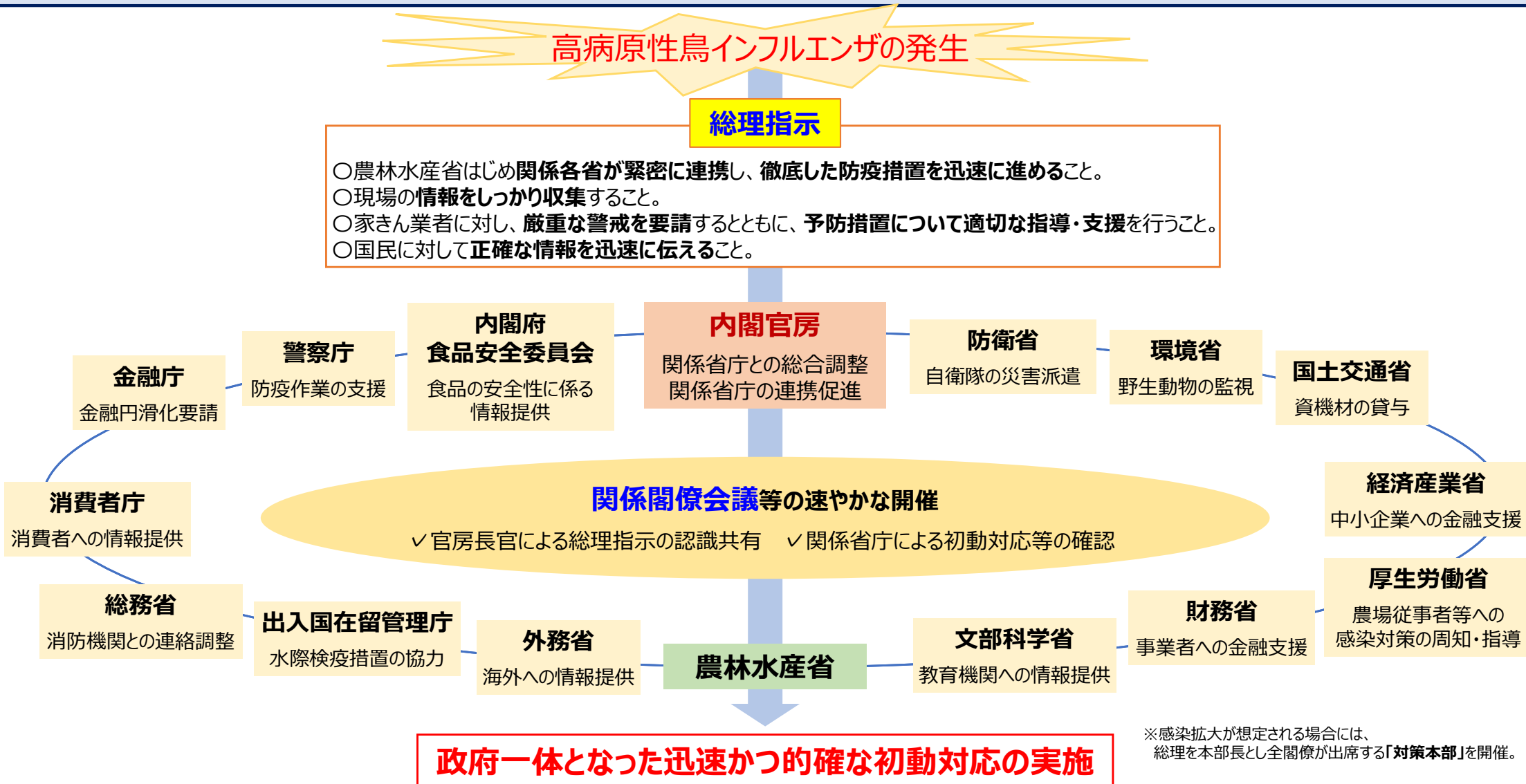
- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

発生時における政府一体となった対応

- 高病原性鳥インフルエンザの発生時には、**政府一体となった迅速かつ的確な初動対応**を行うことにより、早期の収束を図ることが重要。
- このため、**総理指示**を踏まえ、**内閣官房**が中心となり関係省庁の初動対応等の確認を行い、早期の事案の収束や感染拡大防止を図る。



(参考資料)

過去の発生事例

<平成15年度の発生> H5N1亜型（高病原性）

1～3月… 3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
（※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

<平成18年度の発生> H5N1亜型（高病原性）

1～2月… 2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

<平成22年度の発生> H5N1亜型（高病原性）

11～3月… 9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

<平成26年度の発生> H5N8亜型（高病原性）

4月… 1県1事例 約10万羽（熊本県）
12～1月… 4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

<平成28年度の発生> H5N6亜型（高病原性）

11～3月… 9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

<平成29年度の発生> H5N6亜型（高病原性）

平成30年1月… 1県1事例 約9.1万羽（香川県）

<平成17年度の発生> H5N2亜型（低病原性）

6～12月… 2県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

<平成20年度の発生> H7N6亜型（低病原性）

2～3月… 1県7事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

※野鳥における発生（高病原性）

・平成20年 全3県
・平成22～23年 全16県
（他3県における動物園等の
飼育鳥からウイルスを確認）

平成26～27年 全6県12例（H5N8型）
平成28～29年 全22都道府県 218例（H5N6型）
平成29～30年 全3都県45例（H5N6型）
令和2～3年 全18道県58例（H5N8型）
令和3～4年 全8道府県107例（H5N1型/ H5N8型）
令和4～5年 全26道県184事例（H5N1型/H5N2型/H5N8型）
（飼養鳥全5県8事例（H5N1型））

<令和2年度の発生> H5N8亜型（高病原性）

11～3月… 18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

<令和3年度の発生> H5N1亜型／H5N8亜型（高病原性）

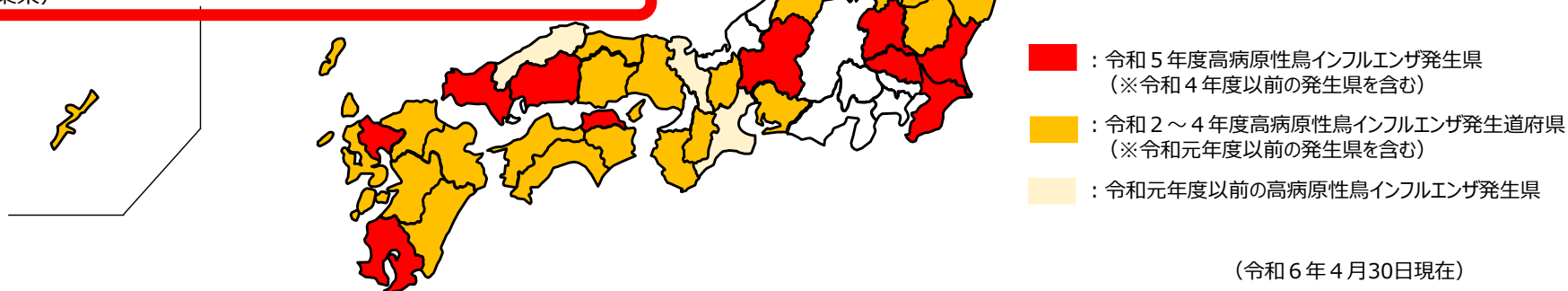
11～5月… 12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

<令和4年度の発生> H5N1亜型／H5N2亜型（高病原性）

10～4月… 26道県84事例 約1,771万羽（岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県）

<令和5年度の発生> H5N1亜型／H5N6亜型（高病原性）

11～4月… 10県11事例 約85.6万羽（佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県）



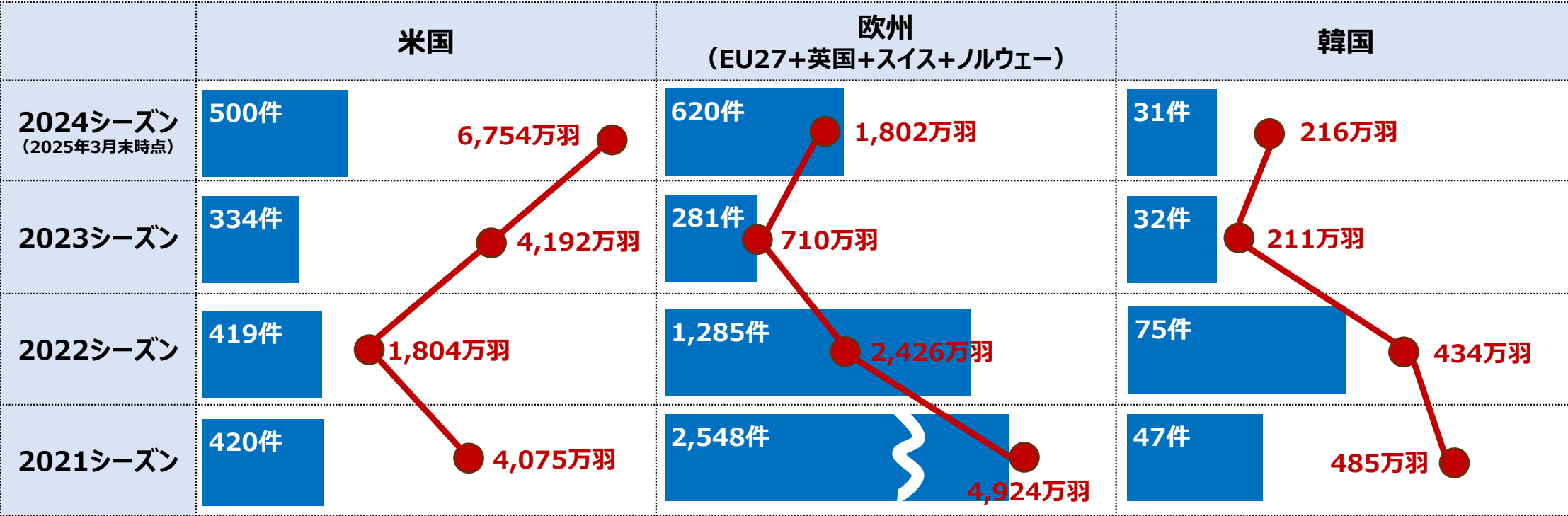
（令和6年4月30日現在）

米国・欧州・韓国における近年の発生状況

- 2020年秋以降、高病原性鳥インフルエンザの世界的な流行が継続。
- **米国では、今シーズン（2024年9月以降）の発生が過去最大のペースで急増。特に2024年12月～2025年3月は、同月比で過去最大の発生数。今シーズンの殺処分数は既に約6,800万羽（うち採卵用家きん約5,400万羽）と過去最大。鶏卵需給がひっ迫し、鶏卵価格が高騰※。**トルコや韓国等からの鶏卵の緊急輸入を実施。
※全米消費者価格[ドル/12個]：2.99（2024年3月）→6.23（2025年3月）
- **欧州では、今シーズンの発生は620件。うち約半数がハンガリー（258件）及びポーランド（115件）で発生。特にハンガリーでは、150件以上の農場間感染による発生。**
- **韓国では、今シーズンの発生は過去2シーズンよりも少ないペースで推移してきたものの、2025年1月以降発生が急増。2025年1月及び3月は、同月比で過去2シーズンよりも多い発生。**

各国の発生件数・殺処分羽数の推移（2025年3月末時点）

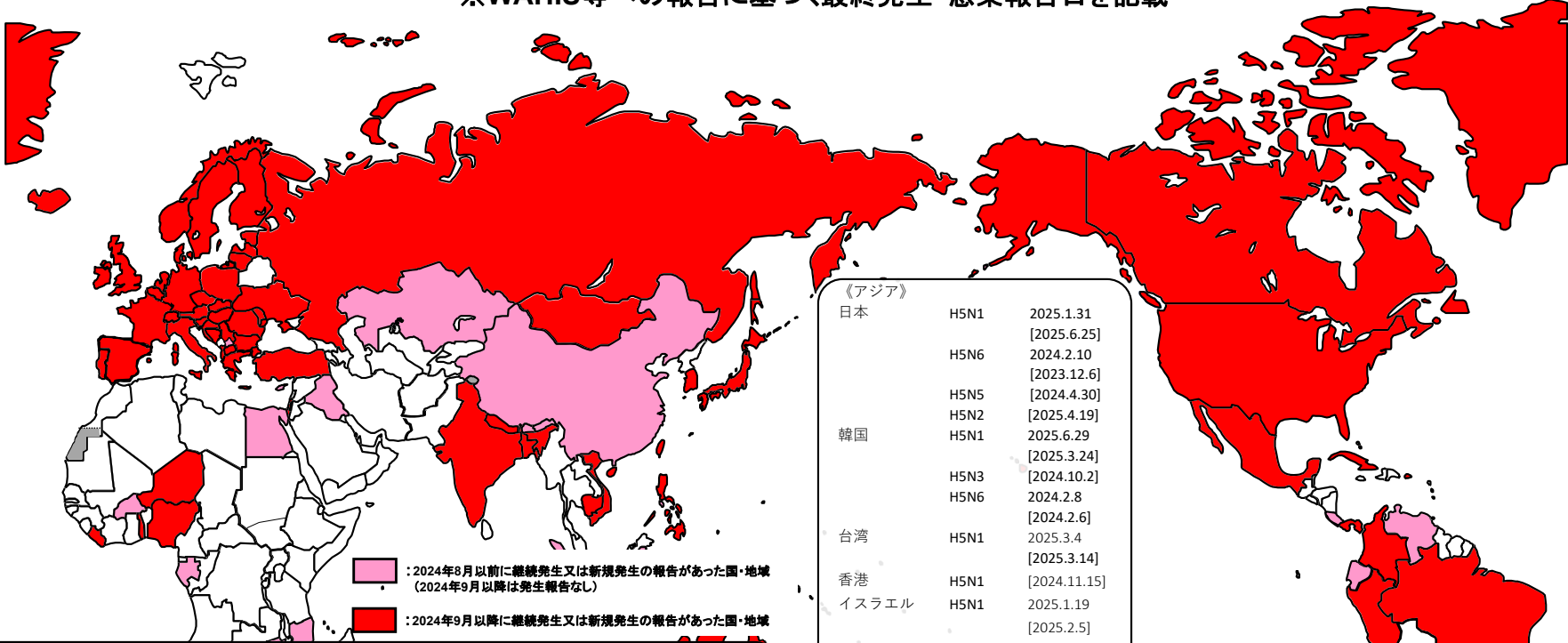
（出典）WOAH-WAHIS、米国農務省動植物検疫課HP、米国労働省労働統計局HP、韓国農林畜産食品部HP、EFSALレポート、報道情報



世界における発生・感染報告状況（2023年9月以降）

鳥インフル
エンザ

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



：2024年8月以前に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域
（2024年9月以降は発生報告なし）

：2024年9月以降に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域

《ロシア・NIS諸国》

ロシア	H5N1	2023.10.19 [2025.2.19]
南樺太	H5N1	2024.2.1
モルドバ	H5N1	2025.3.3 [2025.2.5]

《アフリカ》

南アフリカ共和国	H5N1	2025.6.25
	H7N6	2024.7.9
	不明	2024.2.29 [2024.4.20]
ナイジェリア	H5N1	2025.4.21
モザンビーク	H7	2023.9.29
ブルキナファソ	H5N1	2024.3.26
ガボン共和国	H5N1	2024.5.3
エジプト	H5N1	2023年下半年
	H5N8	2023年下半年
	H5	2023年下半年
ニジェール	H5N1	2025.2.5
トーゴ	H5N1	2025.3.19
	H5	2025.2.20
リベリア	H5N1	2025.2.3

《南北アメリカ》

米国	H5N1	2025.6.4 [2025.3.18]
	H5	2025.4.10
		2023.9.6
	H7N9	2025.3.8
【ブエルトリコ カナダ	H5N1	2024.12.19
	H5N1	2025.5.7 [2025.3.1]
	H5N2	2024.11.16
	H5N5	2025.1.15
		[2025.4.1]
	H5	[2024.7.1]
メキシコ	H5N1	2024.7.26 [2025.4.1]
		2024.5.7
	H7N3	2024.5.7
	H5N2	2024.3.6
エクアドル	H5N1	2024.2.27 [2023.11.14]
コロンビア	H5N1	2024.12.25
ベネズエラ	H5	2023.9.19
ペルー	H5	2025.5.16 [2025.2.13]
コスタリカ	H5	[2023.10.11]
ウルグアイ	H5	[2023.10.4]
アルゼンチン	H5N1	2023.11.15 [2023.12.24]
	H5	2025.2.11 [2024.1.12]
ブラジル	H5N1	2025.6.9 [2025.6.23]
チリ	H5N1	[2023.12.14]
パナマ	H5N1	2025.1.21

《アジア》

日本	H5N1	2025.1.31 [2025.6.25]
	H5N6	2024.2.10 [2023.12.6]
	H5N5	[2024.4.30]
	H5N2	[2025.4.19]
韓国	H5N1	2025.6.29 [2025.3.24]
	H5N3	[2024.10.2]
	H5N6	2024.2.8 [2024.2.6]
台湾	H5N1	2025.3.4 [2025.3.14]
香港	H5N1	[2024.11.15]
イスラエル	H5N1	2025.1.19 [2025.2.5]
	H5N8	[2025.3.31]
フィリピン	H5N1	2025.4.4 [2025.3.28]
	H5N2	2024.11.19
	H5N9	2025.4.15
ベトナム	H5N1	2025.4.3 [2024.9.8]
インド	H5N1	2025.3.2 [2025.3.5]
カンボジア	H5N1	2025.7.3 [2025.2.3]
ブータン	H5N1	2024.8.29
中国	H5N1	[2024.5.11]
	H5	[2024.5.25]
	H5N6	[2024.6.13]
イラク	H5N1	[2024.5.11]
インドネシア	H5N1	2023年下半年
モンゴル	H5N1	2024.10.13
ネパール	H5N1	2025.2.2
バングラデシュ	H5	2025.3.11 [2025.4.17]

《オセアニア》

豪州	H7N3	2024.6.23
	H7N9	2024.5.22
	H7N8	2025.2.22
ニュージーランド	H7N6	2024.11.23

《ヨーロッパ》

アイスランド	H5N5	2024.12.2 [2025.3.7]
アイルランド	H5N1	[2025.6.26]
イタリア	H5N1	2025.1.30 [2025.2.21]
英国	H5N1	2025.6.21 [2025.7.4]
	H5N5	2024.11.1 [2025.3.17]
【サウスジョージア・ サウスサンドウィッチ諸島 フォークランド諸島 セントヘレナ オランダ	H5N1	[2023.11.8]
	H5N1	[2024.10.24]
	H5N1	[2024.9.12]
	H5N1	2025.3.18 [2025.7.8]
北マケドニア	H5N1	2024.10.14 [2024.10.25]
スイス	H5N1	[2025.2.11]
スウェーデン	H5N1	2025.2.21 [2025.4.19]
	H5	[2024.2.11]
	H5N5	[2025.4.18]
スペイン	H5N1	[2025.6.25]
スロベニア	H5N1	2024.10.16 [2024.12.22]
セルビア	H5N1	[2024.10.17]
クロアチア	H5N1	2024.11.29 [2024.11.26]
ハンガリー	H5N1	2025.5.4 [2025.4.14]
デンマーク	H5N1	2024.4.9 [2025.6.20]
グリーンランド	H5N5	[2024.10.7]
フェロー諸島	H5N5	2023.10.6 [2024.10.21]
ドイツ	H5N1	2025.4.15 [2025.6.10]
	H5	2024.12.23 [2024.12.10]
	H5N8	[2024.2.28]
	H7N5	[2024.6.29]
ノルウェー	H5N1	2024.2.17 [2025.3.26]
	H5N5	2024.11.6 [2025.6.10]
	不明	[2024.10.15]
フィンランド	H5N1	[2025.6.10]
	H5N5	[2025.6.13]
フランス	H5N1	2024.11.7 [2025.3.16]
	H5	2024.12.27
ブルガリア	H5	2023.11.27 [2025.5.19]
	H5N1	2025.5.19
カザフスタン	H5	[2023.12.28]
コンゴ	H5N1	発生日不詳
ウクライナ	H5	2025.3.7 [2024.9.17]
	H5N1	2025.2.6 [2025.3.7]
ベルギー	H5N1	2025.3.5 [2025.6.28]
	H5	[2025.6.4]
	H5N5	[2024.10.5]
ポーランド	H5N1	2025.6.4 [2025.4.28]
ポルトガル	H5N1	2025.1.31 [2025.7.7]
ルーマニア	H5N1	2025.3.7 [2025.4.9]
チェコ	H5N1	2025.5.17 [2025.3.31]
オーストリア	H5N1	2025.1.24 [2025.3.31]
スロバキア	H5N1	2025.1.3 [2024.12.6]
キプロス	H5N1	[2024.2.2]
トルコ	H5N1	2025.4.5
リトアニア	H5N1	2025.1.27 [2025.5.26]
ラトビア	H5N1	2025.5.27 [2024.4.2]
ボスニア・ ヘルツェゴビナ	H5N1	2025.2.7 [2025.2.12]
アルバニア	H5N1	2025.3.2
ギリシャ	H5N1	[2025.2.27]
エストニア	H5N1	[2025.4.7]

出典:WOAH等

2025年7月14日現在

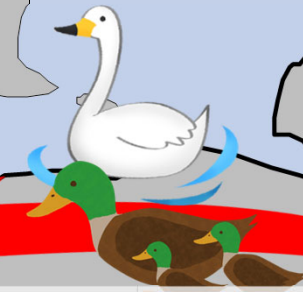
※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、
その後の清浄性確認については記載していない。
※型別に最新の発生事例を記載
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告
されていない可能性もある。
※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは
WOAH（国際獣疫事務局）が提供する
動物衛生情報システムである。

欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2024年10月以降)

高病原性鳥インフルエンザ発生国 ■
野鳥のみ ■

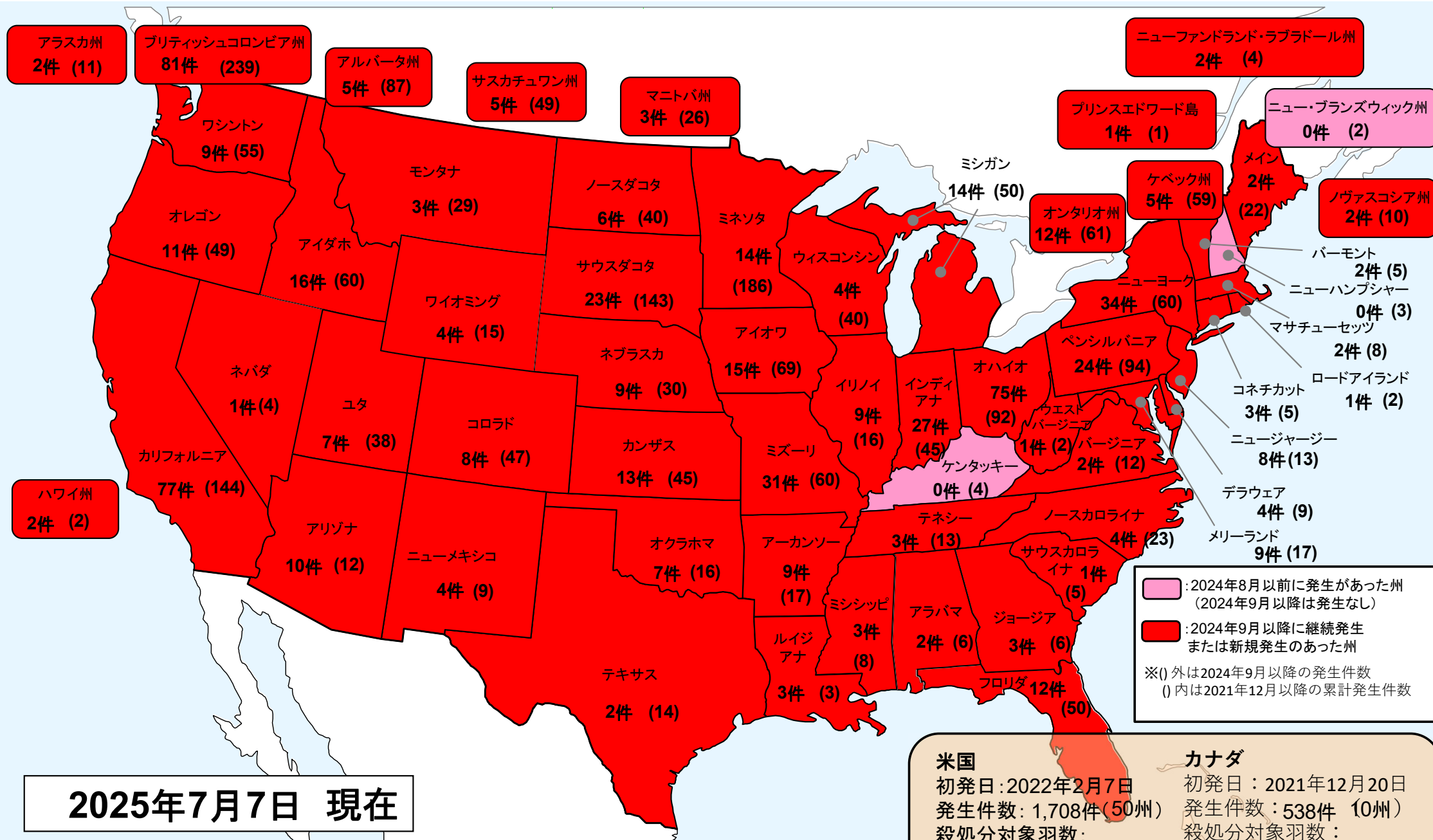
※ ()内はH5N1亜型確定件数
家きん: 全749件、野鳥: 全1264件

出典: EU報告書(掲載EFSA Journal)
(2025年6月6日まで)



アルバニア 野鳥 2件(2) 家きん 5件(5)	フランス 野鳥 27件(24) 家きん 14件(11)	北マケドニア 野鳥 0件(0) 家きん 2件(2)	スロベニア 野鳥 47件(47) 家きん 1件(1)	デンマーク 野鳥 16件(16) 家きん 2件(2)	トルコ 野鳥 0件(0) 家きん 10件(10)
オーストリア 野鳥 62件(57) 家きん 8件(8)	ドイツ 野鳥 214件(200) 家きん 46件(46)	ノルウェー 野鳥 11件(3) 家きん 1件(0)	スペイン 野鳥 10件(10) 家きん 0件(0)	エストニア 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	
ベルギー 野鳥 37件(33) 家きん 8件(8)	ハンガリー 野鳥 45件(45) 家きん 294件(294)	ポーランド 野鳥 69件(69) 家きん 139件(139)	スウェーデン 野鳥 14件(13) 家きん 1件(1)	フィンランド 野鳥 5件(5) 家きん 0件(0)	
ブルガリア 野鳥 1件(1) 家きん 9件(9)	アイスランド 野鳥 27件(0) 家きん 1件(0)	ポルトガル 野鳥 4件(4) 家きん 5件(5)	スイス 野鳥 9件(9) 家きん 0件(0)	ギリシャ 野鳥 3件(3) 家きん 0件(0)	
クロアチア 野鳥 10件(10) 家きん 3件(3)	イタリア 野鳥 95件(90) 家きん 56件(50)	ルーマニア 野鳥 8件(8) 家きん 4件(4)	ウクライナ 野鳥 1件(1) 家きん 7件(7)	アイルランド 野鳥 15件(15) 家きん 0件(0)	
チェコ 野鳥 11件(11) 家きん 32件(32)	モルドバ 野鳥 3件(3) 家きん 19件(19)	セルビア 野鳥 4件(4) 家きん 0件(0)	英国 野鳥 286件(263) 家きん 63件(62)	ラトビア 野鳥 0件(0) 家きん 1件(1)	
フェロー諸島 野鳥 1件(0) 家きん 0件(0)	オランダ 野鳥 206件(206) 家きん 7件(7)	スロバキア 野鳥 16件(15) 家きん 8件(8)	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ 野鳥 1件(1) 家きん 1件(1)	リトアニア 野鳥 3件(3) 家きん 2件(2)	

北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



2025年7月7日 現在

裏庭農場での発生も含む。
カナダの発生件数・殺処分対象羽数にはHPAI疑い事例の数も含む。
出典：米国農務省動植物検疫課ウェブサイト、カナダ食品検査庁ウェブサイト、
WOAH-WAHIS

米玉

初発日:2022年2月7日
 発生件数:1,708件(50州)
 殺処分対象羽数:
 174,832,967羽
 (2024年9月以降
 535件 74,119,316羽)

カナダ

初発日：2021年12月20日
発生件数：538件（10州）
殺処分対象羽数：
14,566,200羽
（2024年9月以降
116件 3,235,700羽）

韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2024年9月以降)

2025年 6 月30日時点
農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部

高病原性鳥インフルエンザの発生状況（確定）

月	事例数	殺処分羽数(羽)
10月	1	850
11月	4	73,645
12月	14	871,202
1月	12	379,014
2月	4	228,831
3月	8	605,240
4月	4	294,000
5月	1	145
6月	3	29,043
計	51	2,481,970

江原特別自治道				
(1) 2024.10.29	東海市	採卵鶏・あひる	850羽	H5N1(高病原性)
慶尚北道				
(9) 2024.12.11	永川市	卵用種鶏・採卵鶏	88,638羽	H5N1(高病原性)
(28) 2025.1.21	亀尾市	種あひる	7,000羽	H5N1(高病原性)

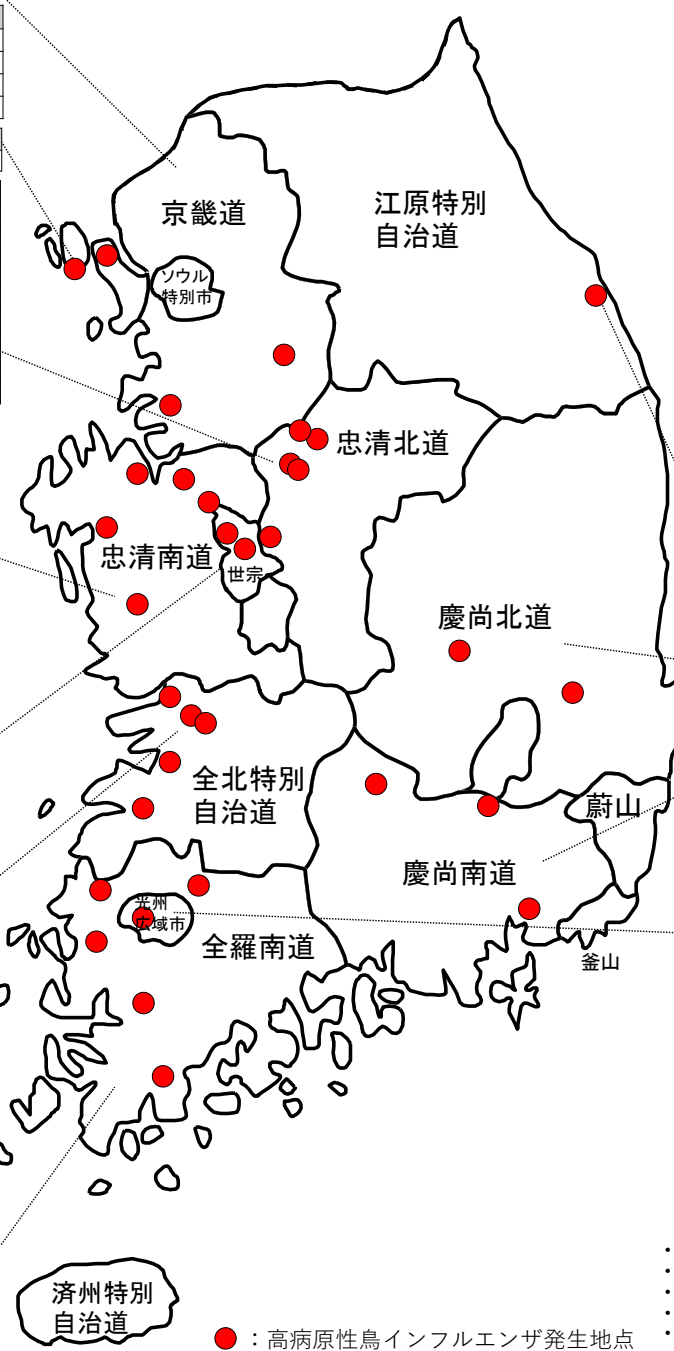
慶尚南道				
(25) 2025.1.13	昌寧市	肉用あひる	16,482羽	H5N1(高病原性)
(26) 2025.1.15	居昌郡	肉用あひる	23,992羽	H5N1(高病原性)
(51) 2025.6.29	金海市	肉用鶏	1,000羽	H5N1(高病原性)

光州広域市				
(48) 2025.5.21	光山区	肉用あひる	145羽	H5N1(高病原性)

韓国の家きんにおけるHPAIの月ごとの発生件数推移

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
R4(2022)	3	24	29	7	6	2	4	0	0
R5(2023)	0	1	24	5	1	0	0	1	0
R6(2024)	1	4	14	12	4	8	4	1	3

- (注)
- 農林水産省にて発生報告ごとに累計（予防的殺処分等は含まず）
 - 事例数等は病原性が確定した事例のみ記載
 - 日付は症状が確認された日または検体採取日（赤字は更新箇所及び最新情報に基づいた修正箇所）
 - N亜型未記載は、未公表又は未確定。
 - 低病原性鳥インフルエンザは、H5又はH7亜型であって高病原性鳥インフルエンザでないものを意味し、H9亜型等の鳥インフルエンザは含まない。
 - 韓国での表記によらずカモ科の家きんはすべて「あひる」としている。



●：高病原性鳥インフルエンザ発生地点
(参考 ●：低病原性鳥インフルエンザ発生地点)

京畿道				
(13) 2024.12.20	金浦市	採卵鶏	73,063羽	H5N1 (高病原性)
(14) 2024.12.21	華城市	肉用鶏	269羽	H5N1 (高病原性)
(16) 2024.12.25	驪州市	採卵鶏	71,630 羽	H5N1 (高病原性)
(20) 2025.1.3	驪州市	採卵鶏	103,846羽	H5N1 (高病原性)
仁川広域市				
(3) 2024.11.17	江華郡	肉用種鶏	17,263羽	H5N1(高病原性)
忠清北道				
(2) 2024.11.7	陰城郡	肉用あひる	23,664羽	H5N1(高病原性)
(18) 2024.12.27	鎮川市	採卵鶏	15,695羽	H5N1(高病原性)
(19) 2024.12.30	陰城郡	採卵鶏	42,651羽	H5N1 (高病原性)
(24) 2025.1.13	陰城郡	採卵鶏	19,595羽	H5N1 (高病原性)
(29) 2025.1.24	鎮川市	肉用あひる	13,093羽	H5N1 (高病原性)
(33) 2025.2.4	鎮川市	採卵鶏	114,831羽	H5N1 (高病原性)
(40) 2025.3.20	清州市	採卵鶏	54,000羽	H5N1 (高病原性)
(46) 2025.4.4	清州市	肉用あひる	14,000羽	H5N1 (高病原性)
忠清南道				
(5) 2024.11.25	瑞山市	肉用あひる	32,700羽	H5N1 (高病原性)
(11) 2024.12.15	青陽郡	採卵鶏	141,937羽	H5N1 (高病原性)
(22) 2025.1.9	唐津市	肉用種鶏	31,700羽	H5N1 (高病原性)
(37) 2025.3.8	天安市	採卵鶏	113,309羽	H5N1 (高病原性)
(38) 2025.3.19	天安市	採卵鶏	80,000羽	H5N1 (高病原性)
(43) 2025.3.25	天安市	採卵鶏	100,000羽	H5N1 (高病原性)
(44) 2025.4.3	天安市	採卵鶏	184,000羽	H5N1 (高病原性)
(45) 2025.4.4	牙山市	採卵鶏	68,000羽	H5N1 (高病原性)
(47) 2025.4.19	牙山市	肉用鶏	28,000羽	H5N1 (高病原性)
(49) 2025.6.15	瑞山市	肉用あひる	28,000羽	H5N1 (高病原性)
世宗特別自治市				
(7) 2024.12.2		採卵鶏	233,054羽	H5N1 (高病原性)
(39) 2025.3.19		採卵鶏	65,000羽	H5N1 (高病原性)
(41) 2025.3.21		採卵鶏	89,000羽	H5N1 (高病原性)
(42) 2025.3.25		採卵鶏	88,000羽	H5 (高病原性)
全北特別自治道				
(8) 2024.12.5	金堤市	肉用あひる	17,868羽	H5N1 (高病原性)
(10) 2024.12.13	扶安郡	肉用あひる	22,000羽	H5N1 (高病原性)
(12) 2024.12.17	扶安郡	肉用あひる	32,000羽	H5N1 (高病原性)
(15) 2024.12.22	金堤市	採卵鶏	72,397羽	H5N1 (高病原性)
(17) 2024.12.26	扶安郡	肉用あひる	38,000羽	H5N1 (高病原性)
(21) 2025.1.6	金堤市	肉用あひる	16,106羽	H5N1 (高病原性)
(23) 2025.1.10	扶安郡	肉用あひる	24,000羽	H5N1 (高病原性)
(30) 2025.1.30	金堤市	採卵鶏	85,000羽	H5N1 (高病原性)
(31) 2025.1.31	扶安郡	肉用あひる	26,500羽	H5N1 (高病原性)
(34) 2025.2.7	群山市	肉用鶏	17,000羽	H5N1 (高病原性)
全羅南道				
(4) 2024.11.24	靈岩郡	肉用鶏	18羽	H5N1 (高病原性)
(6) 2024.12.2	康津郡	肉用あひる	22,000羽	H5N1 (高病原性)
(27) 2025.1.17	潭陽郡	肉用あひる	11,700羽	H5N1 (高病原性)
(32) 2025.2.1	咸平郡	種あひる	12,000羽	H5N1 (高病原性)
(36) 2025.3.4	靈光郡	肉用あひる	15,931羽	H5N1 (高病原性)
(50) 2025.6.27	康津郡	肉用鶏	43羽	H5N1 (高病原性)

米国における乳牛の鳥インフルエンザ感染について

乳牛における感染状況等

- 17州1,075農場（2024年3月25日初報告、2025年7月14日時点）
〔テキサス州、カンザス州、ミシガン州、ニューメキシコ州、アイダホ州、オハイオ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイオワ州、ミネソタ州、オクラホマ州、カリフォルニア州、ユタ州、ネバダ州、アリゾナ州〕
- **牛の臨床所見は、食欲低下、泌乳量減少等**。重症例では粘稠な乳の排出等。死亡率が高い鶏への感染と異なり、牛の症状は比較的軽く、**10日程度で回復**。
- **ウイルスは野鳥や家きん等に感染するウイルスと同様のH5N1亜型**。
野鳥から乳牛へ感染し、**搾乳作業を介して、乳牛から乳牛へ感染が広がった**と推定。
感染牛は**乳中に多くのウイルス**を排出。2025年2月、野鳥から乳牛への感染について、2例目がネバダ州で、3例目がアリゾナ州でそれぞれ確認された。
- **州境を超える感染拡大は牛の個体移動**により起こり、酪農場間での感染拡大は、搾乳作業に加えて、作業員、牛の運搬車などによる可能性があると考えられる。
家きん農場への感染も疫学調査が進められている。
- 2024年4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛に対しては、HPAI検査を義務付け。



（出所）米国農務省（USDA）ウェブサイト

牛乳・乳製品、牛肉の安全性、人への感染リスク

- **市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌**されている。このため、米国食品医薬品局（FDA）は、引き続き**消費者の健康リスクに懸念はない**との見解。市場に流通する加熱殺菌牛乳・乳製品の調査において、これまでウイルスは検出されていない。
- 肉用牛で本病は確認されていない。USDAは、と畜場における検査により牛肉の安全性は確保されているとの見解。**市場に流通するひき肉での調査**において、これまで**ウイルスは検出されていない**。
- 2024年4月1日以降、感染した牛と接触した**41名のHPAI感染**を確認。これまで報告された症例によれば、**いずれも軽症**（多くは結膜炎を伴う。一部、咳などの上気道症状。）で**回復済み又は回復中**と報告。ウイルス解析の結果、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されておらず、米国疾病予防管理センター（CDC）は、**一般市民に対する感染リスクは低いままであるとの見解**。

農林水産省の見解・対応状況

- 米国の乳牛における集団感染は、野鳥から乳牛への感染から生じた過去に世界で経験のない稀な事象である。また、2003年以降、米国から日本への生体牛の輸入は停止されており、乳牛を介して本病が日本から持ち込まれることはない。したがって、現状において日本の牛での感染を過度に恐れる必要はない。
- 一方で、日本国内でも野鳥から牛に感染するおそれを完全には否定できないため、都道府県に対し、**牛の飼養管理者、獣医師等に対する本事例の周知、野鳥等から牛への感染を防止する基本的な飼養衛生管理の徹底及び食欲低下、乳量減少等がみられた場合の獣医師又は家畜保健衛生所への相談についての注意喚起**とともに、感染が疑われる事例があった場合の連絡を要請（2024年4月3日）。

令和6年シーズン疫学調査報告書（取りまとめ）

鳥インフル
エンザ

- 令和7年7月2日、専門家による疫学検討会を開催し、令和6年シーズン疫学調査報告書を取りまとめ・公表。
- 3月の中間取りまとめでも指摘された農場集中地域での対策や既発農場・大規模農場対策に加え、重点対策期間の設定や基本的な衛生管理の実施、情報収集・調査研究に関する提言が示された。

①重点対策期間の設定

- 10月～翌年5月の対策に加え、11月～翌年1月を重点対策期間とした対策徹底や渡り鳥の飛来時期等を考慮した地域ごとの対応も必要。

②異状の早期発見・早期通報

- 愛知・千葉の続発1例目は発見・通報遅れ。特に流行シーズン中は少しでも異状があれば躊躇なく通報。誘導換羽の影響との誤認に注意。

③地域一体の対策

- 特に家きん農場集中地域での発生リスク低減のため、地域一体で、平素の意見交換や第三者の視点を入れた衛生管理向上等の対策が重要。

④農場における野鳥、野生動物の誘引防止

- 防鳥ネット設置や破卵等の適切な処理など堆肥舎の適切な管理、農場内環境の整理整頓、枝払いなど、野鳥、野生動物の誘引防止が重要。

⑤塵埃を介した家きん舎へのウイルス侵入リスクの低減対策

- 特にシーズン中は、入気口へのフィルターや不織布設置、細霧装置による消毒薬噴霧など塵埃を介したウイルス侵入リスク低減対策を推奨。

⑥農場及び家きん舎への人・物を介したウイルスの侵入防止

- 基本的な衛生管理に加え、作業着や長靴交換、手指消毒、施設の破損等の速やかな修理、共同利用施設における交差汚染対策等が必要。

⑦防疫措置の速やかな実施、作業時のウイルス拡散防止措置の徹底

- 事前の資材準備や動員計画策定、迅速・省力な殺処分の技術的検討、民間業者のリスト化と共有、防疫作業時の病原体拡散防止等が重要。

⑧既発農場及び周辺地域における対策

- 既発農場・地域は他と比較し発生リスクが高いと考えられることから、飼養衛生管理基準の遵守徹底に加え、地域一体での対策準備が重要。

⑨大規模農場における対策

- 大規模それ自体がリスク要因との研究結果もあり、発生時の影響も甚大。一層の発生予防策に加え、殺処分の影響軽減のため分割管理が重要。

⑩情報収集・調査研究（農林水産省、関係機関向け対策）

- リスク予察・低減のため、世界の発生状況等の情報収集やウイルス解析等の研究体制強化が重要。予防的ワクチン接種に向けた検討も重要。

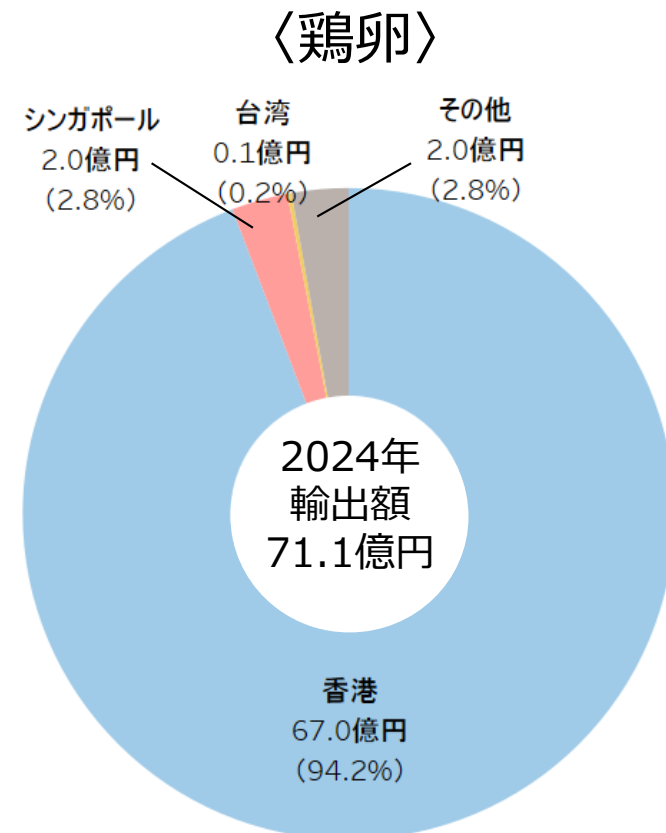
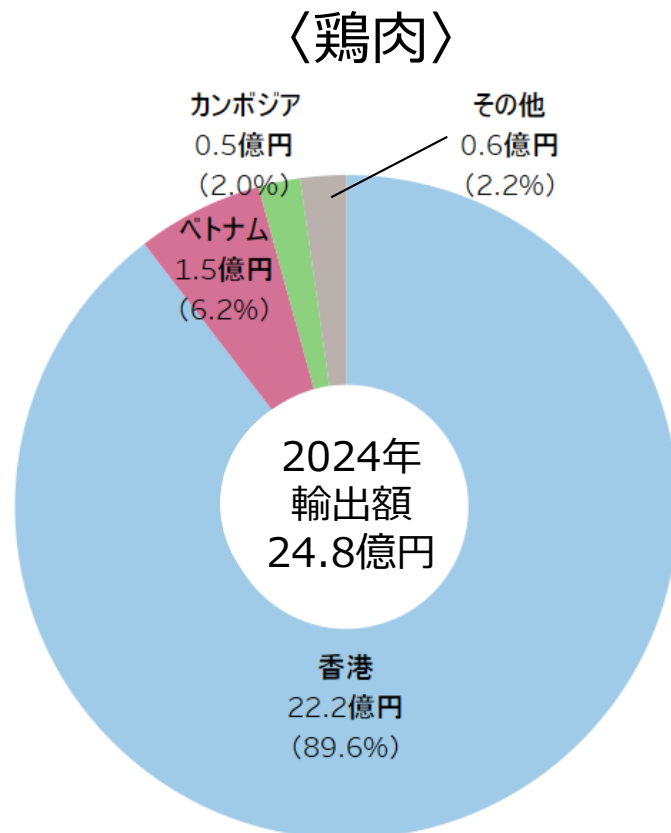
⑪その他

- 米国での乳牛における本病感染の状況を注視する必要。牛飼養農場での基本的な衛生管理の徹底、異状時の相談や隔離等の態勢が重要。

輸出への影響

- 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合、同日から、香港、シンガポール、マカオ、米国、ベトナムに対しては、発生県の鶏肉・鶏卵の輸出を停止。
- その他の国に対しては、全国の鶏肉・鶏卵の輸出を一時停止。その後、輸出停止の解除に向け、輸出先国と交渉。

【鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2024年）について】



高病原性鳥インフルエンザに係る環境省の対応について

令和7年7月18日

環境省自然環境局野生生物課

■野鳥及び飼養鳥における発生状況

- 令和6年度シーズンの国内の野鳥における発生は 227 事例（過去2番目の確認件数）。
- 道東において海洋の鳥獣の続発事例が確認された。海生哺乳類（ゼニガタアザラシ、ラッコ）、一部の海鳥（ウミガラス等）において国内初確認（図1）。
- 27 鳥種からウイルスが検出され、特にハシブトガラス及びナベヅルで多く検出。
- 道東の続発事例も影響し、昨シーズンよりも春に確認件数のピークがみられた（図2）。
- 国内の動物園等で飼育されている飼養鳥では発生が確認されなかった（表）。

■環境省の対応状況

- 高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査（野鳥サーベイランス）として、通年で死亡野鳥等を対象に検査を実施。令和5年度からは9月及び10月を早期警戒期間として、調査を強化。
- 渡り鳥の飛来状況調査を全国52箇所を実施し結果を公表。
- 死亡鳥獣、環境試料（水、糞便、昆虫等）及び家きんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された各地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。
同区域内では野鳥の監視を強化。
- 全国の対応レベル（国内の発生状況により、調査頻度等を設定する仕組み）
 - 令和6年10月4日：（早期警戒期間中）北海道乙部町で野鳥（ハヤブサ）の感染が確認されたことを受け、同日に「2」に引き上げ
 - 令和6年10月15日：「3」に引き上げ。
 - 令和7年6月6日：「2」に引き下げ。
 - 令和7年6月11日：「1」に引き下げ。
 - 令和7年6月25日：北海道釧路市で野鳥（オジロワシ）の感染が確認されたことを受け、同日に「2」に引き上げ。
 - 令和7年7月16日：「1」に引き下げ。

（表）高病原性鳥インフルエンザの発生状況

発生シーズン	亜型	野鳥	動物園等の飼養鳥	哺乳類
令和3年度 (R3.10～R4.8)	H5N1, H5N8, H5 (NA 不明)	107 例 (8 道府県, 11 月 11 日初発)	発生なし	2 例 (北海道のキツネ、 タヌキ)
令和4年度 (R4.9.25～R5.5.19)	H5N1, H5N8, H5N2, H5 (NA 不明)	242 例 (28 道県, 9 月 29 日初発)	10 例 (6 都県)	1 例 (北海道のキツネ)
令和5年度 (R5.10～R6.5)	H5N1, H5N5, H5N6, H5 (NA 不明)	156 例 (28 都道府県, 10 月 11 日初発)	2 例 (2 府県)	発生なし
令和6年度 (R6.10～R7.7)	H5N1, H5N2, H5 (NA 不明)	227 例 (19 道県, 10 月 4 日初発)	発生なし	5 例 (北海道の ゼニガタアザラシ 1 例、 ラッコ 4 例)

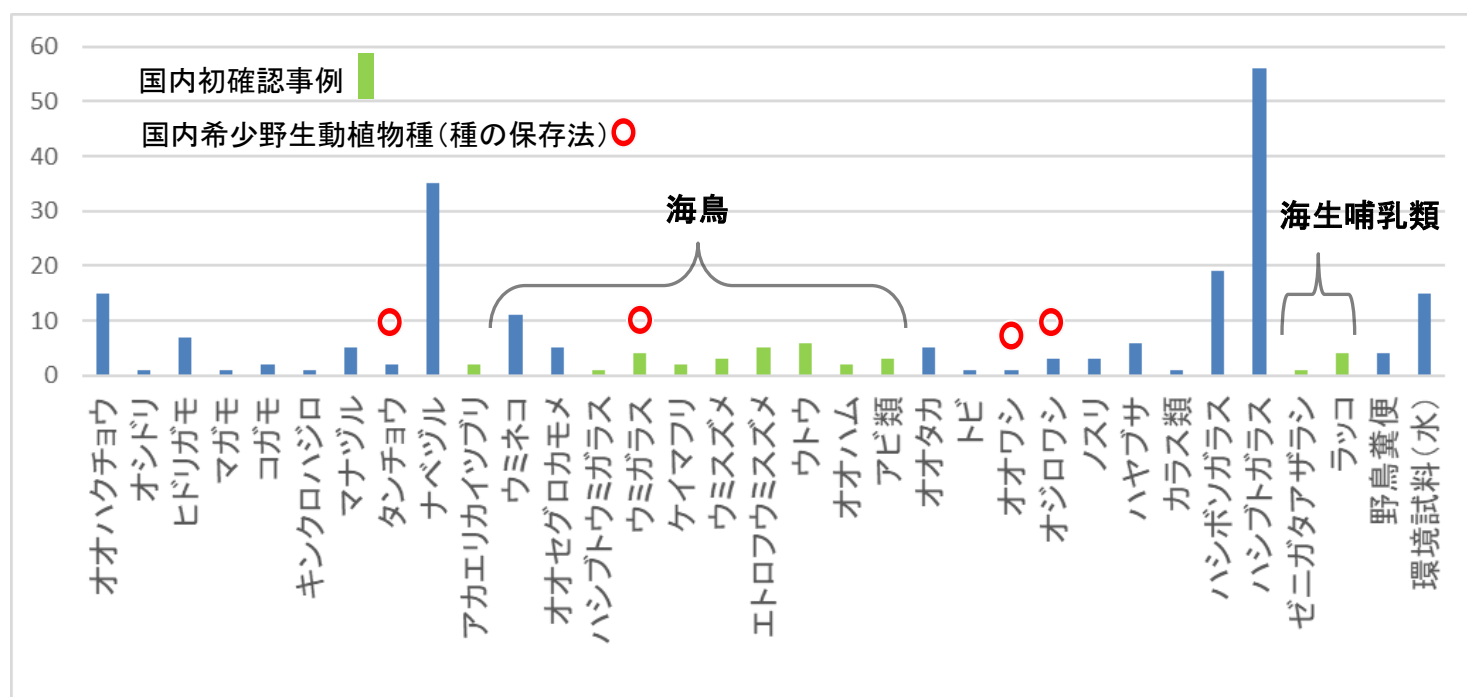


図1. 鳥獣種ごとの確認件数

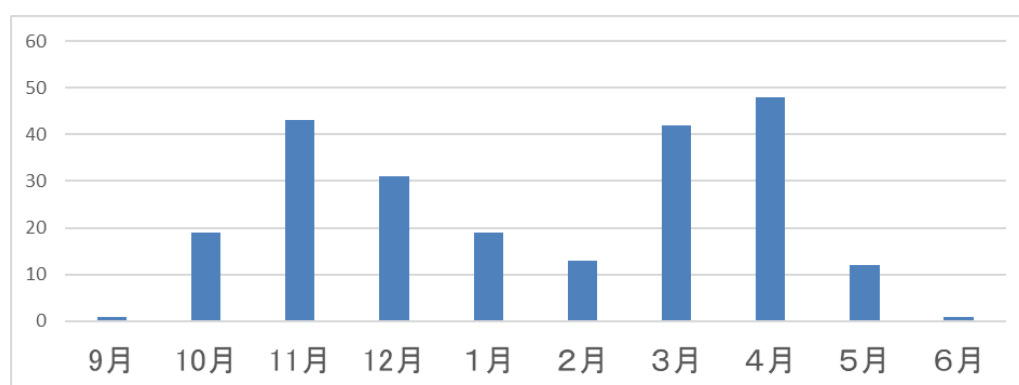


図2. 月ごとの確認件数

(参考1) 対応レベルについて

- ・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、対応レベルの設定は、以下を基本としている。近隣国発生情報等により、対応レベルを上げることもある。対応レベルに応じて、調査頻度等に強弱をつけている。

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

(参考2) 早期警戒期間について

- ・渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、毎年9月～10月を「早期警戒期間」として、対応レベル3相当として死亡野鳥等調査を強化する。

我が国におけるアフリカ豚熱対策の状況について

農林水産省

令和7年7月

アフリカ豚熱とは

■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、いのしし 分布※人には感染しない。

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本など一部を除く**アジア全域に感染拡大。**

※日本では未発生。

■ 症状

- 突然死や急性～慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。

豚熱に酷似するが、**より病原性は強い傾向。※有効なワクチンや治療法はない。**

- 発生すれば**養豚業に甚大な影響。**

（※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。）



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain）

（参考）豚熱、アフリカ豚熱の病原性に関する比較

	伝播性	致死率
豚熱	++	+
アフリカ豚熱	+	++

伝播性：感染しやすさ（ウイルスに接触した豚のうち感染する個体の割合）
致死率：感染し、発症した豚のうち、死亡した個体の割合

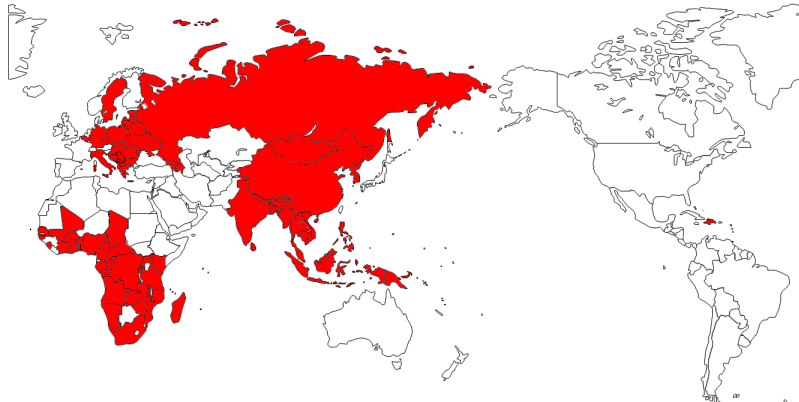
出典：FLI（ドイツ連邦動物衛生研究所）作成資料

海外の発生状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染が拡大**。
- 特に**韓国**では、2019年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大し、**2023年12月には、釜山広域市の野生イノシシで感染を確認**（直近では野生イノシシは2025年6月に、飼養豚は同年3月に感染確認）。
- 東アジアで**アフリカ豚熱が発生していないのは、日本と台湾のみ**。

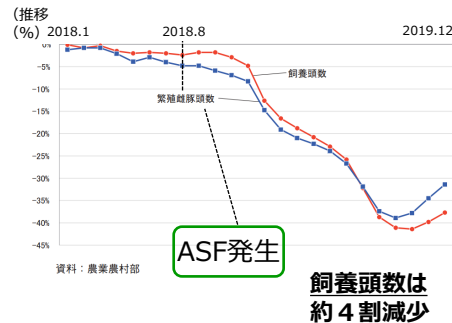
世界の発生状況

■ = 2005年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



- **中国では、2018年の発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。**

中国の豚飼養頭数の推移

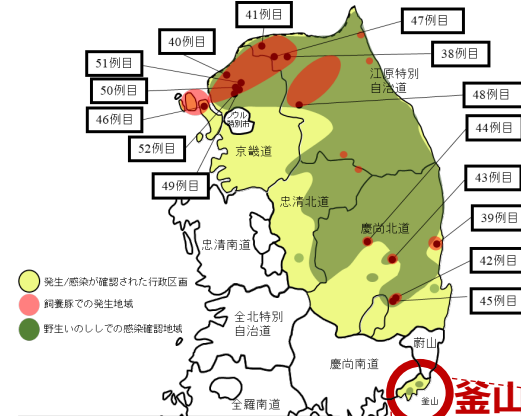


中国の豚肉価格の推移

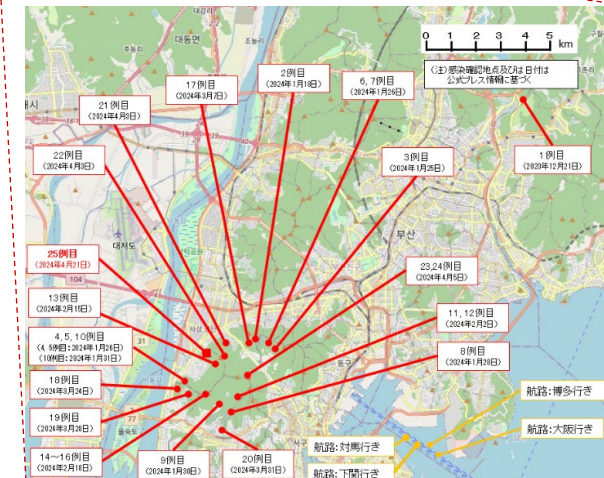


韓国における感染拡大

※令和7年6月16日時点



- 2019年9月以降、**52農場で発生**。
- 2023年12月以降、**釜山広域市の野生イノシシで感染拡大**。



アフリカ豚熱発生予防の全体像

- 家畜の伝染性疾病の発生予防においては、病原体を我が国国内に侵入させないための水際対策が極めて重要
- 国内に侵入した場合（特に野生イノシシでの感染確認）に備え、準備をすることが重要。

海外対策

<旅行者&船舶・航空機>

出国前から日本に持ち込ませない

- ・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



水際対策

<空港&海港>

国内に侵入させない

- ・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- ・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒



動物検疫所

国内対策

<農場&野生イノシシ>

農場に侵入させない

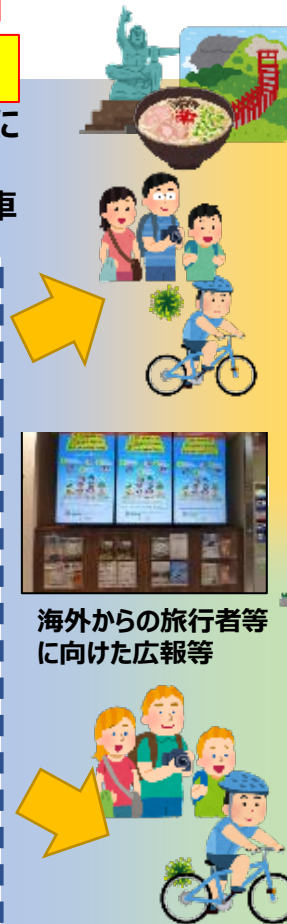
- ・飼養衛生管理の徹底



都道府県

野生イノシシの感染を防止する

- ・旅行者等への周知徹底
<ゴミ放置禁止、消毒等>
- ・消毒・洗浄ポイントの設置等



都府県

我が国への侵入防止・発生予防対策

- 韓国・釜山の感染拡大を受け、国内への侵入防止対策を強化。具体的には、①出国前旅行者や訪日外国人旅行者に対する重点的な情報発信・注意喚起、②韓国からの全ての船舶及び航空機に対する家畜防疫官による口頭質問等の検査実施、③空海港における車両、自転車、ゴルフシューズ等の消毒徹底など、水際対策を強化中。
- 加えて、万が一国内に侵入した際に備え、外国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定した効果的な野生イノシシ侵入防止対策や防疫演習の実施等の準備を実施。

水際対策

✓ 情報発信、注意喚起の強化



空港等での注意喚起



港湾における消毒啓発 ゴルフ場における消毒啓発



✓ 家畜防疫官による検査、車両・自転車等の消毒



家畜防疫官による検査



港湾における自転車の消毒

国内侵入に備えた準備

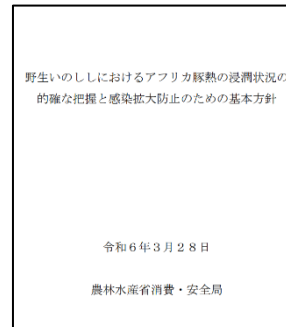
✓ 防疫演習、関係者に向けた研修会の実施

- 令和6年度では、
 - ・机上演習：32都県
 - ・実地演習：19県
 - ・研修会：30府県実施済み



防疫演習

✓ 野生イノシシ対策



アフリカ豚熱が野生イノシシで確認された際の初動対応について、令和6年3月に基本方針を策定

✓ 農場対策

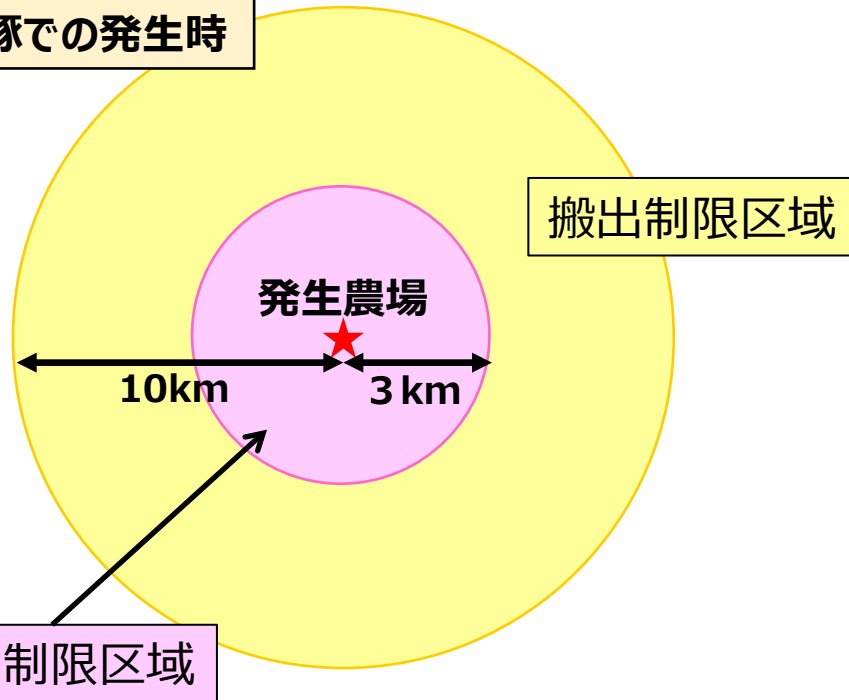


アフリカ豚熱啓発ポスター

感染確認時の防疫措置

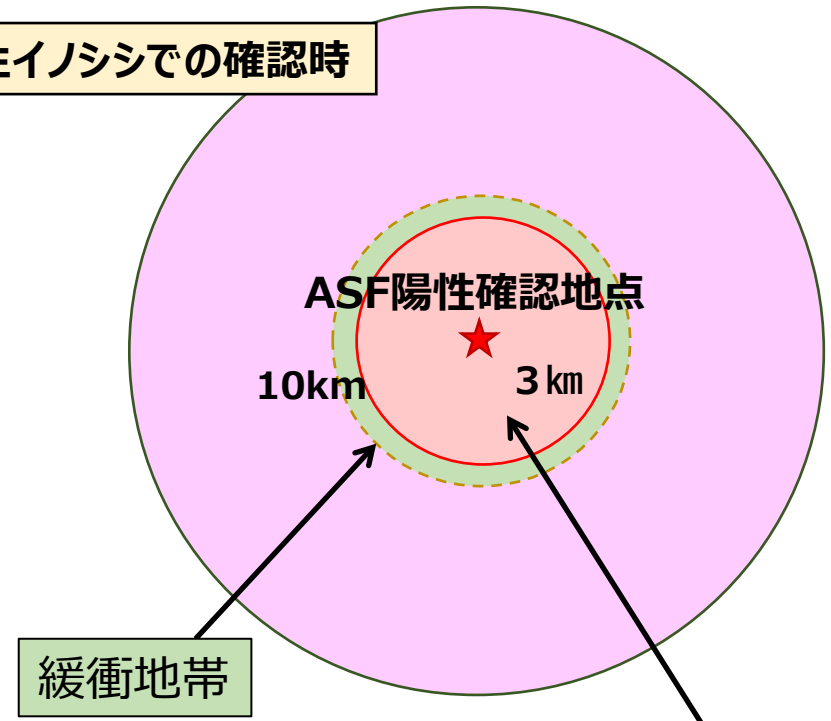
- **飼養豚**で発生した場合、発生農場については、**殺処分**等の防疫措置による封じ込め措置に加え、**移動・搬出制限**の設定、**周辺農場等におけるまん延防止対策**を講ずる。
- **野生イノシシ**で確認された場合、**感染源となる死体**について、**焼却・埋却や消毒処理**による封じ込め措置に加え、**移動制限**の設定、**周辺農場、野生動物へのまん延防止対策**を講ずる。

飼養豚での発生時



- ・移動制限区域内の**農場の臨床・遺伝子検査**等を実施
- ・制限区域内を中心に豚等を飼養する**農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導**
- ・死亡及び捕獲した**野生イノシシ**について、**遺伝子検査**等を実施
- ・ウイルスの拡散を防止するため、**車両・人等の通行の制限又は遮断及び消毒ポイントの設置**を実施

野生イノシシでの確認時



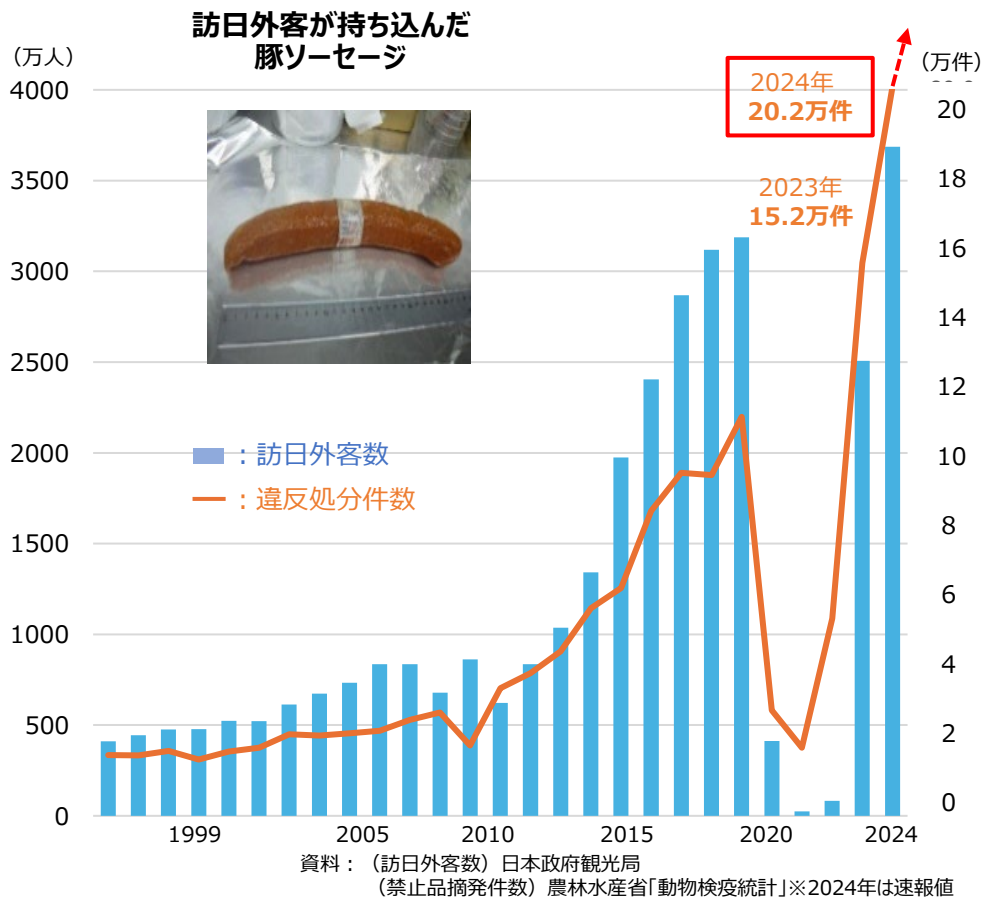
- ・アフリカ豚熱感染いのししの散逸及び非感染いのししの侵入防止のため、**電気柵、罠の設置、草刈り**等を実施するとともに **捕獲とサーベイランス**を強化
- ・野生いのししの死体の**積極的な搜索、検査、死体発見場所の消毒処理**等を実施

※感染拡大の防止が困難と考えられる場合、500m～3kmの間で範囲を指定し、予防的殺処分の実施を検討。

水際における更なる侵入防止対策の強化

- 訪日外客数の増加により、違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復した、悪質と思われる事例も顕在化。
- 動植物検疫の強化に向け、「水際検疫の強化に向けた検討会」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化を議論。
- 検討会の議論を踏まえ、法制度面も含め、強化策の具体化に着手。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査

- 購入した豚肉製品66品について、
①外装の確認及び②アフリカ豚熱ウイルス遺伝子の検査を実施。

① 外装確認の結果、違法輸入疑い品：12品（うちベトナム産9品）

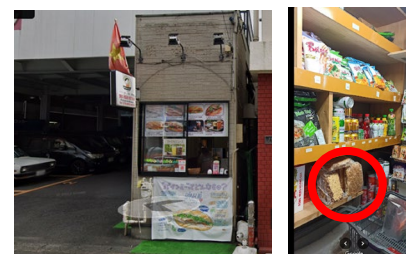
② ①のうちアフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出：2品

* 感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは発見されていない。

◆外国食材店◆



◆アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出の2品◆



出典：Google Map

「水際検疫の強化に向けた検討会」中間とりまとめ概要（令和7年6月4日公表）

- 我が国農林水産業の生産基盤を破壊し、食料の安定供給を脅かす、家畜伝染病や病害虫の侵入リスクが、かつてないほどに増大する中、訪日・在留外国人の増加等の新たな課題に対処するため、動植物検疫の体制の見直しに向け、以下の検討が必要。

1 日本に持ち込ませないための水際検疫体制の強化

（１）CIQ関係行政機関や航空会社等との連携強化

- ① 反復・組織的な持込みの阻止に向けた、CIQ関係行政機関との緊密な連携の下での、事前旅客情報等を活用した、違反常習者を確実に検査できる体制の整備。
- ② 航空会社や在外公館等との連携による、出国前広報も含めた水際検疫制度のより効果的な周知広報の実施。

（２）先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築

- ① 国際郵便におけるAIを活用したX線画像解析等の新たな検査技術の導入。
- ② 空港の24時間化に伴い、より機動的に動植物検疫を行うための、動植物検疫探知犬の育成・運用方法の見直し。

（３）動植物検疫制度の周知徹底

- ① 関係行政機関と連携した、在留外国人の地域コミュニティに対する注意喚起。
- ② 動植物検疫の食料安全保障上の重要性への理解醸成を通じた、一般旅客の渡航先からの輸入禁止品の持込防止。

2 輸入禁止品に係る国内対応の取締強化

家畜防疫官への、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品が確認された場合の廃棄に係る権限の付与等、警察との連携を含む実効性のある対応を可能とする、家畜伝染病予防法の改正。

アフリカ豚熱（ASF）の対応強化に係る関係省庁申合せ

- 検討会の中間とりまとめも踏まえ、政府一体となってアフリカ豚熱（ASF）侵入防止に向けた対応を進めるため、令和7年6月26日に「ASFの侵入防止に向けた水際検疫等の強化について」関係省庁申合せを行った。

課題・経緯

- ・平成31年、中国から持ち込まれた肉製品からアフリカ豚熱（ASF）ウイルスを検出。「ASF侵入防止策の強化について（平成31年4月関係省庁申合せ）」に基づき、関係省庁一体となって、水際対策を実施。
- ・昨年、違法に持ち込まれた疑いのある、外国食材店の肉製品から、ASFウイルス遺伝子（感染力なし）を検出。
- ・これを受け、農林水産省では、令和7年3月から、専門家からなる「水際検疫の強化に向けた検討会」を開催。
同年6月4日に、①関係行政機関や航空会社等との連携強化、②制度の周知徹底、③効果的な検査体制の構築、④輸入禁止品に係る取締り強化等の提言を公表。

提言を受けた農水省の対応

- ・外国食材店等への立入検査権限や、違反畜産物が確認された場合の廃棄に係る権限を家畜防疫官に付与し、違反畜産物の流通を阻止できるよう、家畜伝染病予防法の改正を検討。
- ・対象者の属性を踏まえた、違法持込みに対する抑止効果の高い広報の推進。

各省の協力を得て実施することが必要な事項

○水際での摘発強化

- ・違反者のデータベースや事前旅客情報等を積極的に活用した、反復して違反品を持込む者の携帯品の確実な検査の実施【出入国在留管理庁、財務省】
- ・AIを活用したX線画像解析技術の開発など、先端技術の実証・検討【総務省、財務省】

○広報活動の強化

- ・航空会社等を通じた旅客への周知徹底【国土交通省】
- ・在留外国人及びそのコミュニティ等に対する広報の充実【総務省、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、文部科学省】



◆ASFに感染した豚



◆ASFウイルス遺伝子が検出された品

ASFの侵入防止を図るため、関係省庁申合せを行い、政府一体となって対応を進める

他省庁との連携が必要な対応について

1. 水際対策の徹底

- ・ 出国前から日本に持ち込ませないための注意喚起等については、在外公館（外務省）、空港・港湾・観光関係団体（国土交通省及びJNTO）、CIQ関係機関（法務省入管庁、財務省関税局、厚生労働省検疫所）、郵便局（総務省）、大学等（文部科学省）、技能実習生監理団体（JITCO）、航空会社、船舶会社、水産庁（漁業関係者）からの協力を得ながら対応しているところ。

2. 野生イノシシ対策

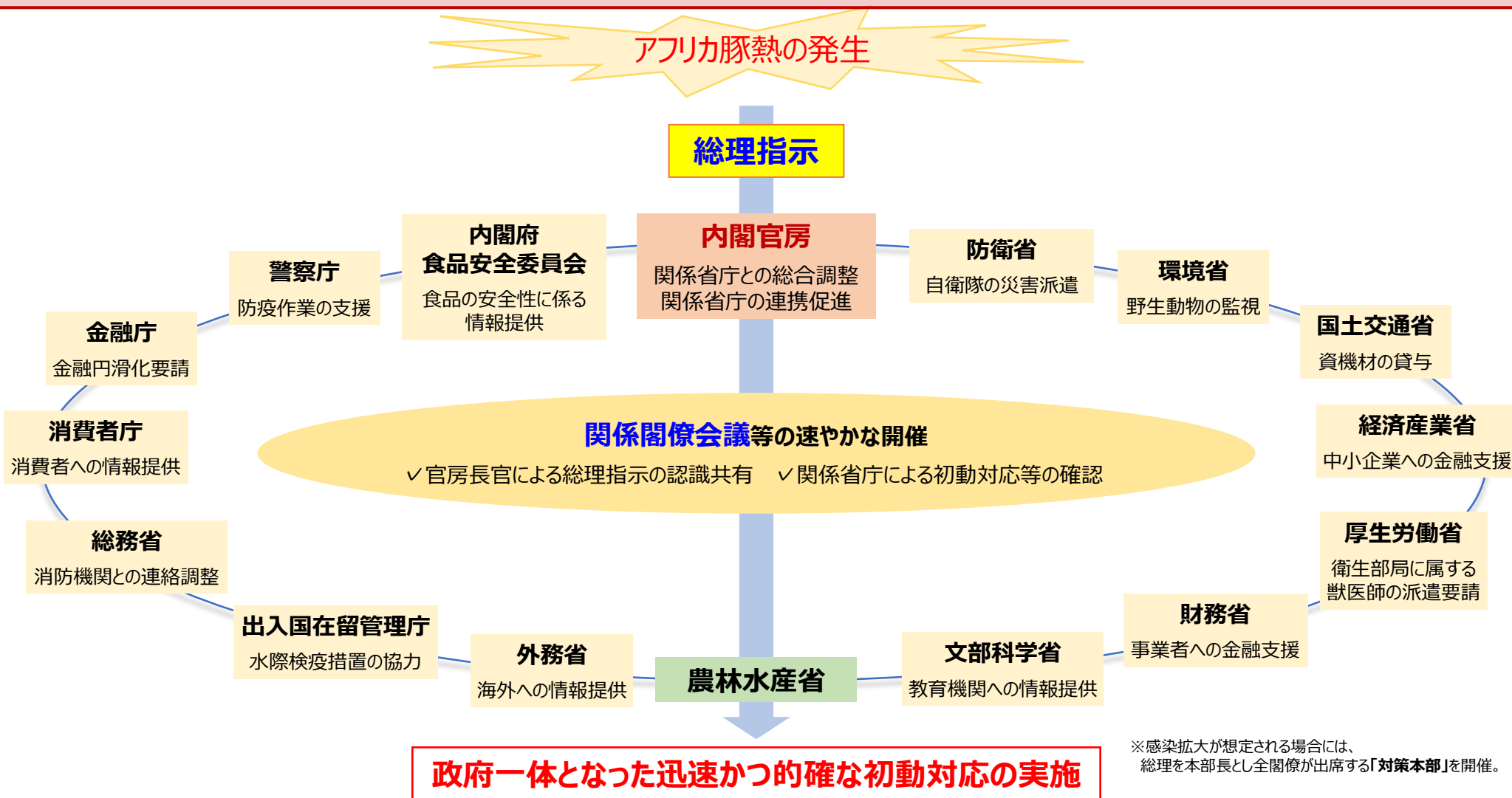
- ・ 万が一の侵入時に備えた野生イノシシにおける死体処理等の初動対応の方針について、環境省と協力しながら策定中。
- ・ 野生イノシシにおけるサーベイランスを環境省（国立環境研究所）と協力しながら実施中。

3. 発生時のまん延防止対策

- ・ 万が一発生した際の対応について、都道府県内の関係部局が集まり、防疫計画の策定や防疫演習をしながら体制構築を図っているところ。
- ・ 発生時には、病原体の封じ込め措置に加え、道路の通行制限や消毒ポイントの設置等について、警察や国土交通省と調整・情報共有を行いながら実施。

アフリカ豚熱発生時における政府一体となった対応

- 万が一我が国国内でアフリカ豚熱が発生した際は、**政府一体となった迅速かつ的確な初動対応**を行うことにより、早期の収束を図ることが重要。
- このため、**総理指示**を踏まえ、**内閣官房**が中心となり関係省庁の初動対応等の確認を行い、早期の事案の収束や感染拡大防止を図る。



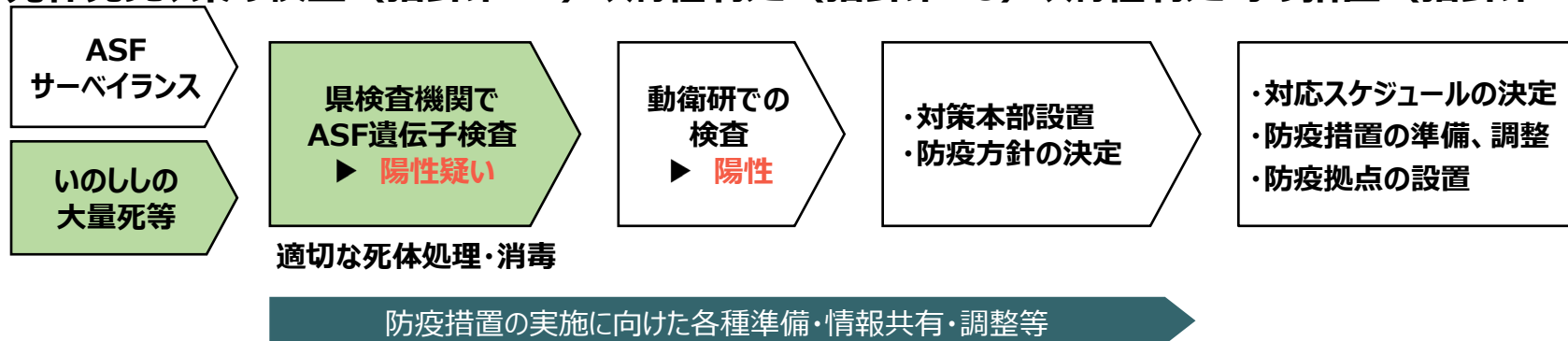
(参考資料)

感染確認時の防疫措置（初動対応）

○ 感染確認時には、「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、各種初動対応を実施。

アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備

◆ 死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）



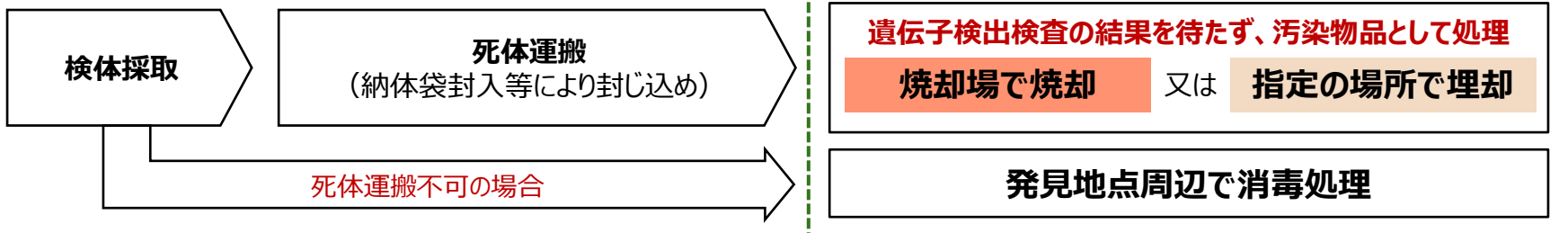
防疫措置の実施

◆ 通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）

◆ 積極的死体搜索（指針第24）

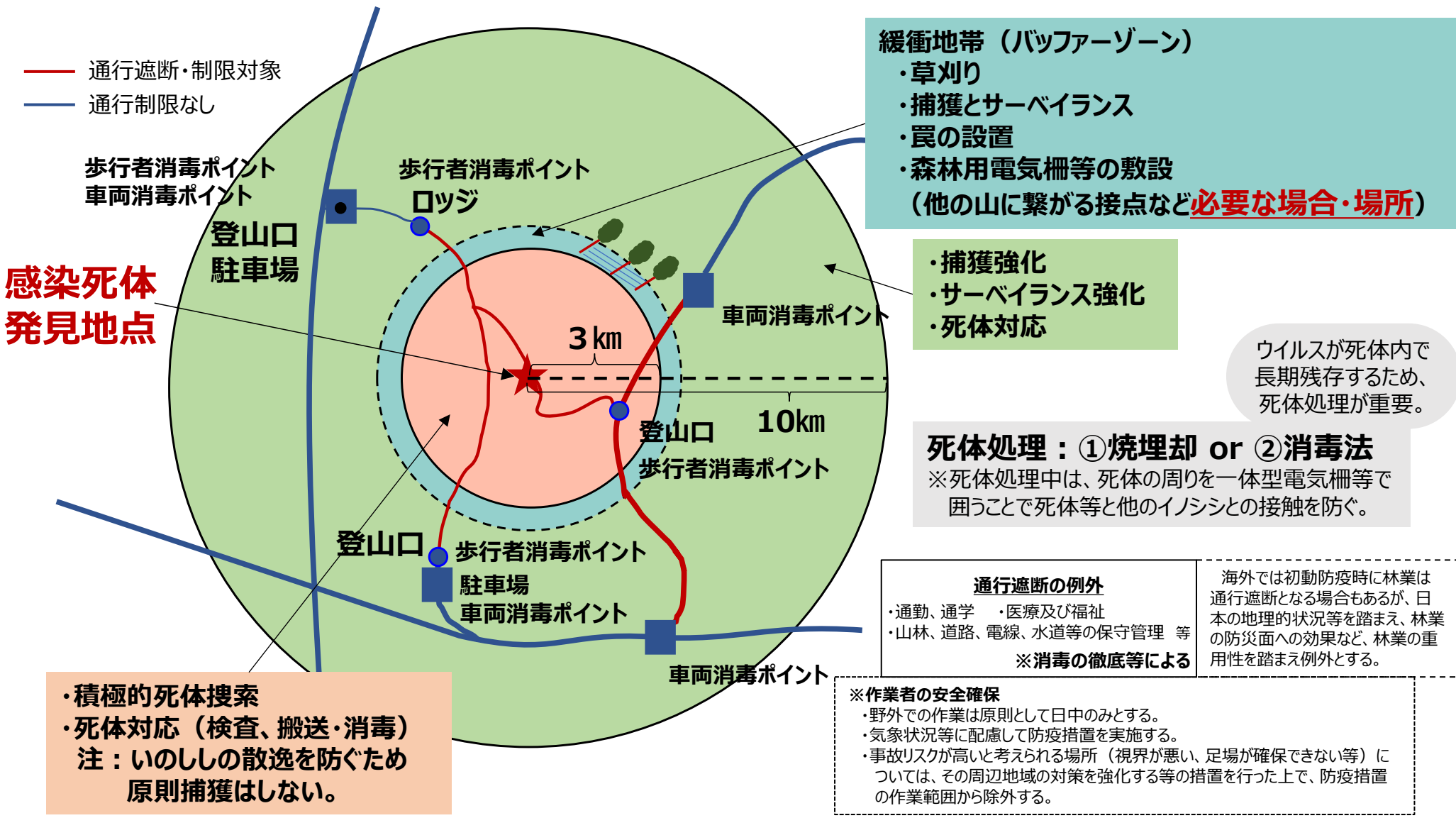


◆ 死体対応（指針第24）



感染確認時の防疫措置（野生イノシシ対応）

○「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための**基本方針**（令和6年3月28日公表）」に基づき、**移動制限、積極的死体搜索、防護柵の設置等の防疫措置を実施。**



空海港における水際検疫

- 海外から口蹄疫やアフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、**空港及び海港**において、**入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査**などの動物検疫措置を徹底。
- **令和2年3月に家畜伝染病予防法が改正され、令和2年7月1日から、出入国者に対する質問、携帯品の検査、違法畜産物の廃棄が可能**となり、病原体侵入防止措置を一層強化。

空海港における旅客に対する水際対策

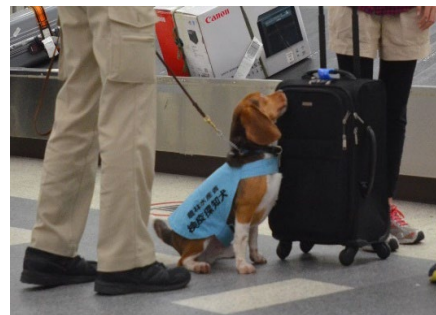
◆ 動物検疫に関する注意喚起 ◆



◆ 発生国からの入国者への質問 ◆



◆ 動植物検疫探知犬による手荷物検査 ◆



◆ 消毒マットを用いた靴底消毒 ◆



疾病の
発生国・地域



STOP



水際対策に関する旅客等への周知・注意喚起

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行者が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、**広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。**
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるよう、**各ポスターにはQRコードを添付。**

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省
ANIMAL
QUARANTINE
SERVICE



NO

**BRINGING MEAT PRODUCTS INTO JAPAN
IS PROHIBITED.**

JUST DECLARE IT OR FINES AND IMPRISONMENT.

CHECK1



STOP!



肉製品包括煮熟的，真空包装以及在免税店
購買的物品即使是飛機餐也不例外！

肉製品 禁止帶入日本

如果未經許可 違法攜帶肉類製品進入日本，將被判處3年以下的
有期徒刑或最高300萬日圓的罰款

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service website (2022)
http://www.aff.go.jp/eng/animal/quarantine/



Quarantine
Service

Cảnh báo!!

**Thông báo quan trọng từ Cơ
quan Kiểm dịch động vật của
Chính phủ Nhật Bản**

Do phát sinh bệnh dịch tả lợn châu Phi v.v.
tại Việt Nam v.v, từ ngày 22 tháng 4 năm 2019

**Nhật Bản sẽ kiểm soát chặt chẽ việc đem các sản
phẩm thịt một cách bất hợp pháp vào trong nước**

⚠️ Dù có tự nguyện bỏ sản phẩm hay không thì Cơ quan chức
năng cũng sẽ xử lý nghiêm khắc việc mang sản phẩm thịt trái
phép vào Nhật Bản

- ◆ Thịt bò, thịt lợn, trứng gà v.v. và các thực phẩm chứa những
sản phẩm này (sản phẩm thịt) dù đã qua chế biến như nấu chín v.v.
cũng không được phép nhập khẩu từ Việt Nam vào Nhật Bản. Xin
vui lòng không đem các sản phẩm này vào Nhật Bản.
- ◆ Trường hợp mang các sản phẩm thịt vào Nhật Bản bằng hành lý
 xách tay sẽ là đối tượng bị xử phạt, trường hợp không khai báo
 khi nhập khẩu sẽ bị xử lý nghiêm khắc hơn.

Theo luật của Nhật Bản (Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm ở
gia súc),
Trường hợp đem sản phẩm thịt vào Nhật Bản
không qua kiểm tra nhập khẩu sẽ bị phạt tù dưới
3 năm hoặc bị phạt tiền dưới 3 triệu Yên

Cơ quan kiểm dịch động vật,
Bộ Nông Lâm Ngư nghiệp Nhật Bản

